

# 経営事項審査申請マニュアル (滋賀県知事許可業者用)

滋賀県土木交通部監理課

(令和5年7月改訂)

- 経営事項審査に関するお問い合わせは…  
滋賀県 土木交通部 監理課 建設業係  
TEL 077-528-4114
- 建設業系ホームページ(経営事項審査の案内・様式ダウンロードなど)  
【滋賀県トップページ → 県民の方 → しごと・産業・観光→建設業  
→許認可・申請・届出→ 経営事項審査】
- 経営事項審査申請のご予約は…TEL 077-527-5678

# 目 次

## I 制度の概要

1 経営事項審査制度とは	P. 3
2 申請手続きの流れ	P. 4
3 審査項目と審査基準等	P. 5
4 審査結果の通知および再審査の申し立て等	P. 6
5 経営事項審査受審後の注意	P. 7

## II 経営事項審査等の申請(請求)手続き

1 申請(請求)書類の準備	P. 8
2 申請(請求)書の受付時期および方法等	P. 8
3 提出書類	P. 10
4 申請手数料および納入方法	P. 17
5 虚偽申請にかかる行政処分および罰則規定	P. 18
6 その他申請に関する留意事項	P. 18
7 申請に関する問い合わせ先、申請書類の入手方法	P. 19

## III 経営事項審査等評点の算出方法

## IV 申請書作成上の留意事項 (記入例)

1 記入上の一般的な注意事項	P. 31
----------------	-------

## V 経営事項審査等申請書 (様式集)

## VI 付録

1 建設工事の種類と建設業の許可区分に係る一覧	P. 98
2 経営規模等評価結果・総合評定値通知書原本証明交付願い	P. 102
3 経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない 建設工事の発注機関一覧	P. 103
4 建設業許可に係る様式 (経営事項審査に関するもの)	P. 104
5 技術者資格区分表	P. 111

## ※変更点にご注意ください

# 建設業法施行規則の改正に伴う経営事項審査マニュアルの改正について (令和5年7月)

令和5年7月1日に建設業法施行規則の一部が改正されました。それに伴い、以下の項目について審査方法等の見直しを行いましたので、申請の際はご注意ください。

## 1 建設業法施行規則の改正に伴う資格者区分およびコード番号の変更 (P111~115)

現在、大学の指定学科（施行規則第1条の表に掲げる学科）卒業後3年の実務経験を有する者および高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされています（法第7条第2号イ）。

施行規則の一部改正に伴い、これに加えて以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定または第二次検定に合格した者も、大学において同表に掲げる指定学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととなります。

また、以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者についても、高等学校において同表に掲げる指定学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととなります。

なお、本要件緩和は指定建設業（※）（法第15条第2号）および電気通信工事業以外の建設業において適用されます。

※指定建設業…土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

上記に伴い、経営事項審査における技術者の資格区分およびコード番号が変更されます。令和5年7月1日以降の審査基準日が対象となりますので、申請の際にはご注意ください。

## 2 建設業法施行規則の改正に伴う1級の施工管理技士補の点数について

従来と同様、1級の施工管理技士補が主任技術者要件を満たす場合、4点（☆）となります。また、上記1の建設業法施行規則の改正に伴い、1級の施工管理技士補が、資格取得後3年の実務経験を有する場合、1点（△）となります。なお、対応する建設業の種類については、「技術者資格区分表」（P111）をご確認ください。

# MEMO

# I 制度の概要

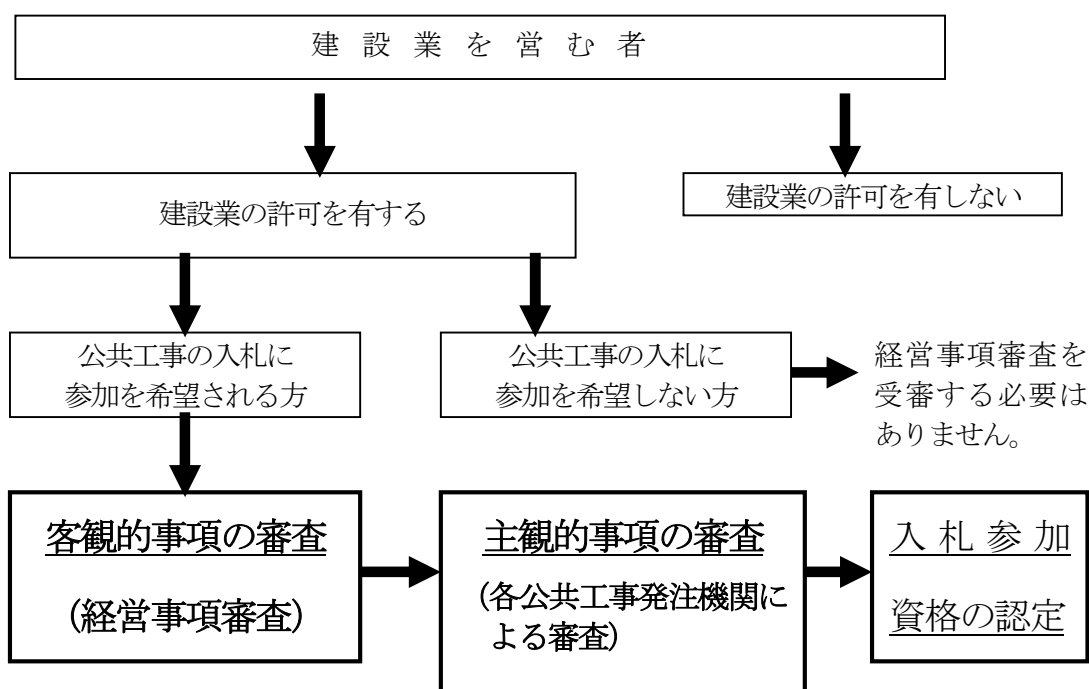
## 1 経営事項審査制度とは

公共工事の発注機関（国、都道府県、市町村等）が定期的に行う公共工事入札参加資格審査および格付けは、客観的事項の審査結果と主観的事項の審査結果を総合して行われます。

このうち、客観的事項の審査は、建設業法に基づき、統一的行うこととされています。この客観的事項の審査が、建設業法第4章の2に定める経営事項審査です。

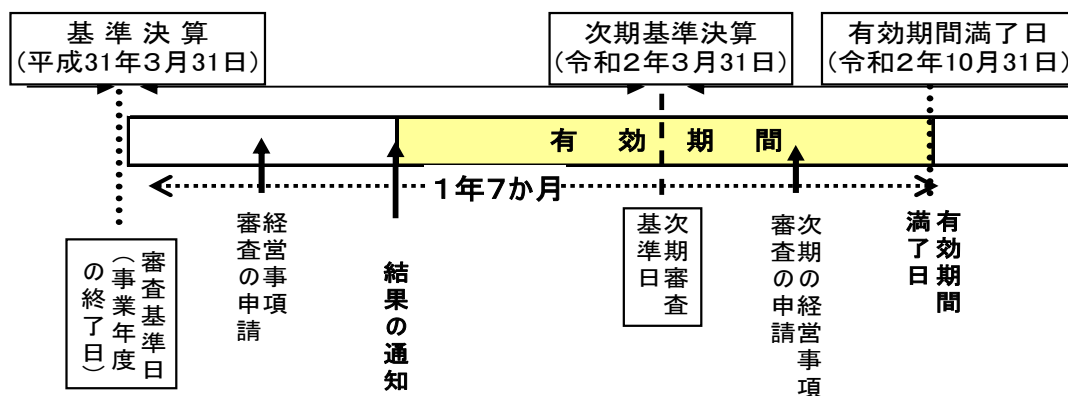
なお、建設業者と経営事項審査および入札参加資格の関係を図示すると次のようになります。

建設業者と経営事項審査との関係



また、経営事項審査結果の有効期間は審査結果の通知後、審査基準日から1年7か月であり、公共工事の請負契約を締結できる期間は、その経営事項審査の審査基準日である決算日から1年7か月の間に限られています。（建設業法施行規則第18条の2）

滋賀県では、前年に受審された方に対して、この有効期間が切れることのないように経営事項審査の受審日時を通知していますが、日時を変更またはキャンセルされると有効期間が切れることもありますので、できる限り指定された日時で受審いただくようお願いします。



**【注意】** 有効期間が切れると、公共工事の入札に参加することができません。

## 2 申請手続きの流れ

### (1) 「経営状況分析（Y）の申請」

国土交通大臣の登録を受けた機関（登録経営状況分析機関）に対し、「経営状況分析の申請」を行い、経営状況分析結果通知書を受け取ります。なお、分析機関一覧は国土交通省ホームページの「登録経営状況分析機関一覧」でご確認ください。

《国土交通省→政策情報・分野別一覧の土地・建設産業→建設業関係項目の経営事項審査→登録経営状況分析機関一覧》

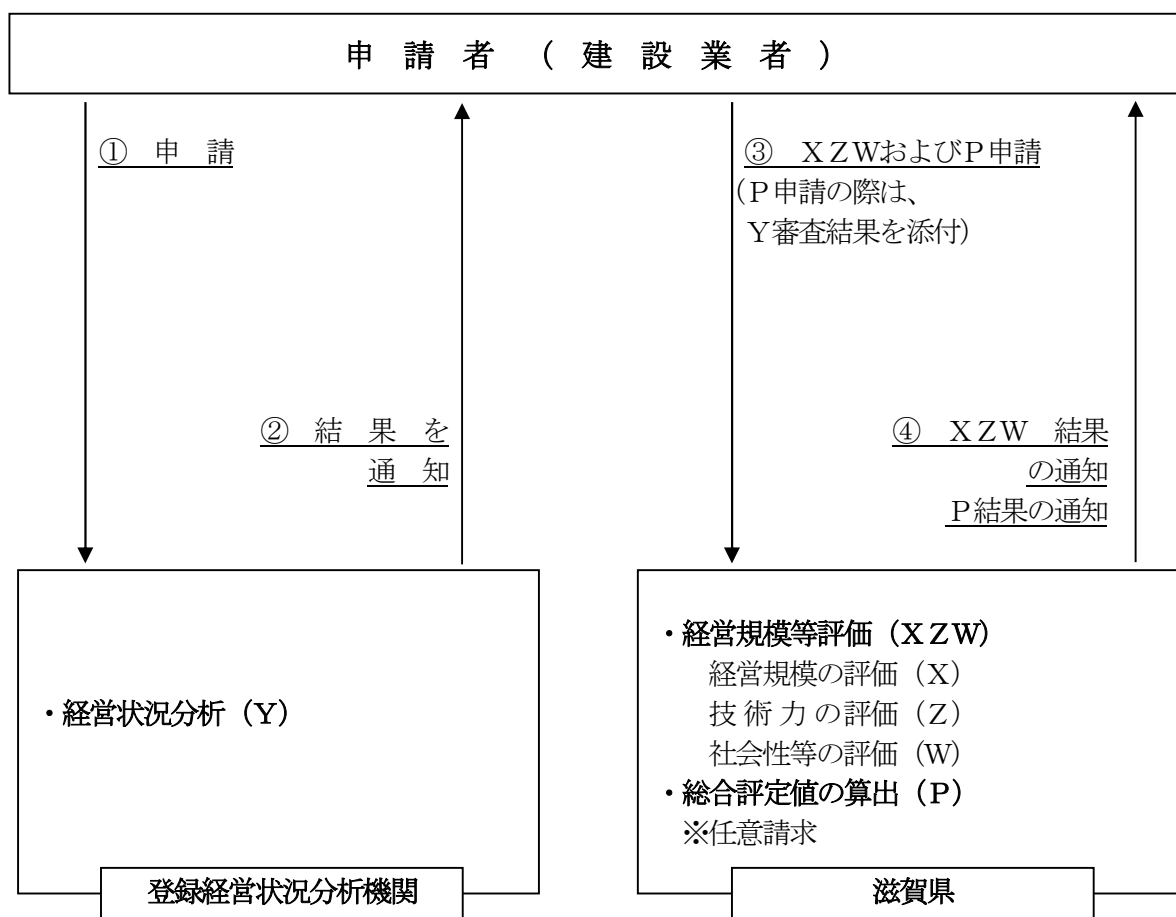
### (2) 「経営規模等評価（XZW）の申請」と「総合評定値（P）の請求」

国土交通大臣または都道府県知事に対し、「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」を同時に行い、総合評定値通知書（兼：経営規模等評価結果通知書）を受け取ります。

総合評定値を必要としない場合は、経営規模等評価のみを申請することもできます。

#### ※公共工事の入札に参加する方々へ

公共工事の発注機関の多くは入札参加資格審査の際に「総合評定値通知書」を求めていますので、(2) のとおり「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」を同時にされることをおすすめします。



※数字は手続きの流れの順を示しています。

※④総合評定値通知書には経営規模等評価の結果（XZW）も含まれています。

※③で総合評定値の請求を行わなかった場合、④では経営規模等評価結果通知書（XZWのみ）が送付されます。

**【注意】事前に「事業年度終了届(決算変更届)」を提出してください(経審申請の7日前、郵送は10日前まで)**

### 3 審査項目と審査基準等

#### (1) 審査基準日等

- ・審査基準日とは、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了日(決算日)です。
- ・基準決算とは、審査基準日の決算です。
- ・当期事業年度開始日とは、申請をする日の属する事業年度の開始の日です。
- ・審査対象年とは、当期事業年度開始日の直前1年です。
- ・審査対象事業年度とは、当期事業年度開始日の直前1年間に含まれる各事業年度です。

#### (2) 審査項目

区 分	審 査 項 目	
①経営規模 (X)	X <sub>1</sub>	・工事種類別完成工事高
	X <sub>2</sub>	・自己資本額 ・利払前税引前償却前利益
②経営状況 (Y)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純支払利息比率</li> <li>・負債回転期間</li> <li>・売上高経常利益率</li> <li>・総資本売上総利益率</li> <li>・自己資本対固定資産比率</li> <li>・自己資本比率</li> <li>・営業キャッシュ・フロー(絶対額)</li> <li>・利益剰余金(絶対額)</li> </ul>	
③技術力 (Z)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事種類別技術職員数</li> <li>・工事種類別元請完成工事高</li> </ul>	
④その他の審査項目 (社会性等) (W)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況</li> <li>・建設業の営業年数の状況</li> <li>・防災活動への貢献の状況</li> <li>・法令遵守の状況</li> <li>・建設業の経理の状況</li> <li>・研究開発の状況</li> <li>・建設機械の保有状況</li> <li>・国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況</li> </ul>	

#### (3) 審査基準等 (評点の算出方法についてはP.20～P.30を参照して下さい。)

各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準(国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聴いて定める基準)によりそれぞれの評点が算出されます。

また、これらの評点をもとに次の算式により建設工事の種類(業種)ごとに総合評定値(P)が算定されます。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

## 4 審査結果の通知および再審査の申し立て等

### (1) 結果の通知

#### (ア) 経営状況分析の結果の通知

登録経営状況分析機関は、経営状況の分析を行ったときは申請者に対して「経営状況分析結果通知書」を送付するとともに、国土交通大臣に対し「経営状況分析結果報告書」を提出します。

**「経営状況分析結果通知書」は、総合評定値（P）の請求をするときに必要となります。**

#### (イ) 経営規模等評価の結果と総合評定値（P）の通知

国土交通大臣または滋賀県知事は、経営規模等評価（経営規模・技術力・社会性等の評価）を行ったときは申請者に対して「経営規模等評価結果通知書」を送付します。経営規模等評価の申請と同時に総合評定値の請求がなされているときは、請求者（申請者）に対して「総合評定値通知書（兼：経営規模等評価結果通知書）」を送付します。

### (2) 結果の公表

競争参加者選定手続の透明性の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から「総合評定値通知書」の内容を公表しています。「総合評定値通知書」には、総合評定値（P）だけではなく、経営状況分析結果（Y）および経営規模等評価結果（XZW）も記載されています。

なお、経営規模等評価の申請は行ったが、総合評定値の請求を行っていない建設業者に係る公表は、経営規模等評価結果（XZW）のみとなります。

結果の公表は、申請者への通知後約30日が経過した日からインターネットにより閲覧することができます。

（一財）建設業情報管理センター <http://www.ciic.or.jp/>

### (3) 結果通知を紛失した場合

結果通知を受けた後、通知書を紛失された場合、通知書の再発行を行なうことはできませんが、監理課に原本証明を請求していただくことにより、写しを受け取ることができます。

ただし、請求は申請者のみ行なうことができます。（様式はP. 107参照）

### (4) 再審査の申立

経営規模等評価の結果について申請した内容と異なる結果の通知を受け、その内容に異議のある申請者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣または都道府県知事に対して結果を受け取った日から30日以内（経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合においては改正の日から120日以内）に再審査を申し立てることができます。

※なお、申請者による記載誤りや記入漏れによるものや、審査時に確認資料を提示せず、結果の通知後に提示することにより再審査を求めることはできません。

申請書提出前に記載内容に誤りや記入漏れがないか、十分ご確認ください。



## 5 経営事項審査受審後の注意

### (1) 組織変更等に伴う経営事項審査等の受審について

個人事業者の事業実績を引き継いだ事業承継、個人事業者の事業実績を引き継いだ法人設立(法人成り)等を行った時点において、建設業許可の効力がなくなるため、同時に経営事項審査の結果の効力もなくなります。この場合、速やかに新たな建設業の許可を取得した後に、経営事項審査等の申請を行う必要があります。

※事業実績を引き継ぐための許可申請を準備する段階から、あらかじめ監理課にご相談ください。

### (2) 許可における業種追加後の経営事項審査について

当初、経営規模等評価等を申請した時、許可を受けていなかったため、審査対象としていない業種については、許可の追加取得後に当初の経営規模等評価等と同一の審査基準日の経営規模等評価等を申請することができます。ただし、当初申請の結果に影響がない範囲で審査を行うため、業種追加に伴い、当初申請の内容を変更することはできません。

#### (ア) 審査手数料

新たに追加申請する業種数 × 2,500 円

#### (イ) 申請方法

①通常申請書類を作成する。

②審査日の予約を行う。

③審査日当日、追加する業種の工事種類別(元請)完成工事高が0でない場合は、通常の審査同様の書類の確認をします。

④また、業種追加に伴い技術職員名簿に職員等を追加計上する場合で、当初申請時に確認していない事項について、常勤性確認資料および資格確認資料等、必要な確認資料を確認します。

※詳細については、あらかじめ監理課にご相談ください。

### (3) 入札参加資格審査申請と総合評定値(P)通知書

平成16年3月1日から、経営規模等評価(XZW)と経営状況分析(Y)を済ませれば経営事項審査を受けたことになり、総合評定値(P)の請求をするかどうかは各建設業者の任意となりましたが、ほとんどの公共工事発注機関の入札参加資格審査において総合評定値(P)通知書が必要となっています。(滋賀県が発注する建設工事の場合も必要です。)このことから、建設業者の皆様には、経営規模等評価(XZW)の申請と同時に総合評定値(P)の請求も行っていただくことをおすすめします。

### (4) 経営事項審査関係書類の保存

審査の際、申請者に前年度の経営事項審査申請関係書類の提示を求めることがありますので、関係書類の保存には十分留意してください。

## Ⅱ 経営事項審査等の申請(請求)手続き

### 1 申請(請求)書類の準備

申請のおおまかな流れについては、P.4の図のとおりですが、申請(請求)には様々な書類が必要です。経営規模(X)、技術力(Z)およびその他の審査項目(W)の評価を行う「経営規模等評価」の申請には、次頁の一覧表に示す書類を用意し、「経営状況分析」の申請には、登録経営状況分析機関の指定する書類を用意しなければなりません。総合評定値(P)の請求には経営状況分析結果通知書(原本)が必要になります。

また、「経営規模等評価」の申請までに、建設業法により事業年度終了後4か月以内に許可行政庁への提出が義務づけられている「事業年度終了変更届(決算変更届)」が提出されていることも必要です。(直前決算等を許可申請書に添付している場合を除く。)

### 2 申請(請求)書の受付時期および方法等

#### <書面での申請の場合>

#### (1) 受付時期・受付場所

経営事項審査等の受付時期・受付場所は、滋賀県知事が別途行う経営事項審査等実施公告(滋賀県公報)に掲載されます。あわせて各土木事務所等および各市町の建設工事の契約・発注部署等に受付期間・場所についての「お知らせ」ポスターが掲示されますので十分留意してください。

- (ア) 前年に経営事項審査等を受審した方に対しては、受付日時および場所を指定し、受審日の約1か月前にはがきで通知いたします。
- (イ) 新たに経営事項審査等を受審しようとする方(決算期および個人業者または法人業者の別を問いません。)、決算期を変更された方等は、公告に定める申請日および受付場所から希望するものを予約してください。予約の専用電話番号は次のとおりです。ただし、予約状況により、ご希望に沿えない場合があります。

- ・ 予約専用電話番号：077-527-5678
- ・ 受付時間：午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)
- ・ 受付期間：公告に定めるとおり(閉庁日を除く。)

#### (2) 受付方法

指定された(予約した)日時・場所に、申請(請求)書と確認書類等(P.10~P.17の一覧表参照)を持参し、担当職員に提出することで、申請は受け付けられます。確認書類等が不足している場合は、申請を受け付けられないことがあります。

申請には、あらかじめ申請(請求)手数料相当額の滋賀県収入証紙を購入し持参してください。

総合評定値(P)の請求をされる方は、経営状況分析結果通知書が必要です。なお、経営状況分析の申請の時期および方法等については登録経営状況分析機関に確認してください。

## <電子申請システムを利用した場合>

### (1) 受付時期・受付場所

建設業許可・経営事項審査電子申請システムを利用した申請については、受付時期や受付場所を監理課が指定することはありません。ご自身の決算期に応じて申請してください。電子申請システムを利用する場合、以下の点にお気を付けください。(前年に書面提出により経営事項審査等を受審した方に対しては、従来と同様にはがきによる、申請日時等を指定した案内を郵送させていただく予定です。)

- ・監理課が指定した日時等をキャンセルした後に電子申請システムで申請してください。
- ・前回の経営事項審査の有効期間(審査基準日から1年7月)が途切れないようご注意ください。(電子申請システムで申請された場合の処理期間は、書面と同様で申請から結果通知まで約40日を要します。申請の時期については十分ご注意ください。)
- ・滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムとは全く別のシステムになりますので、ご注意ください。

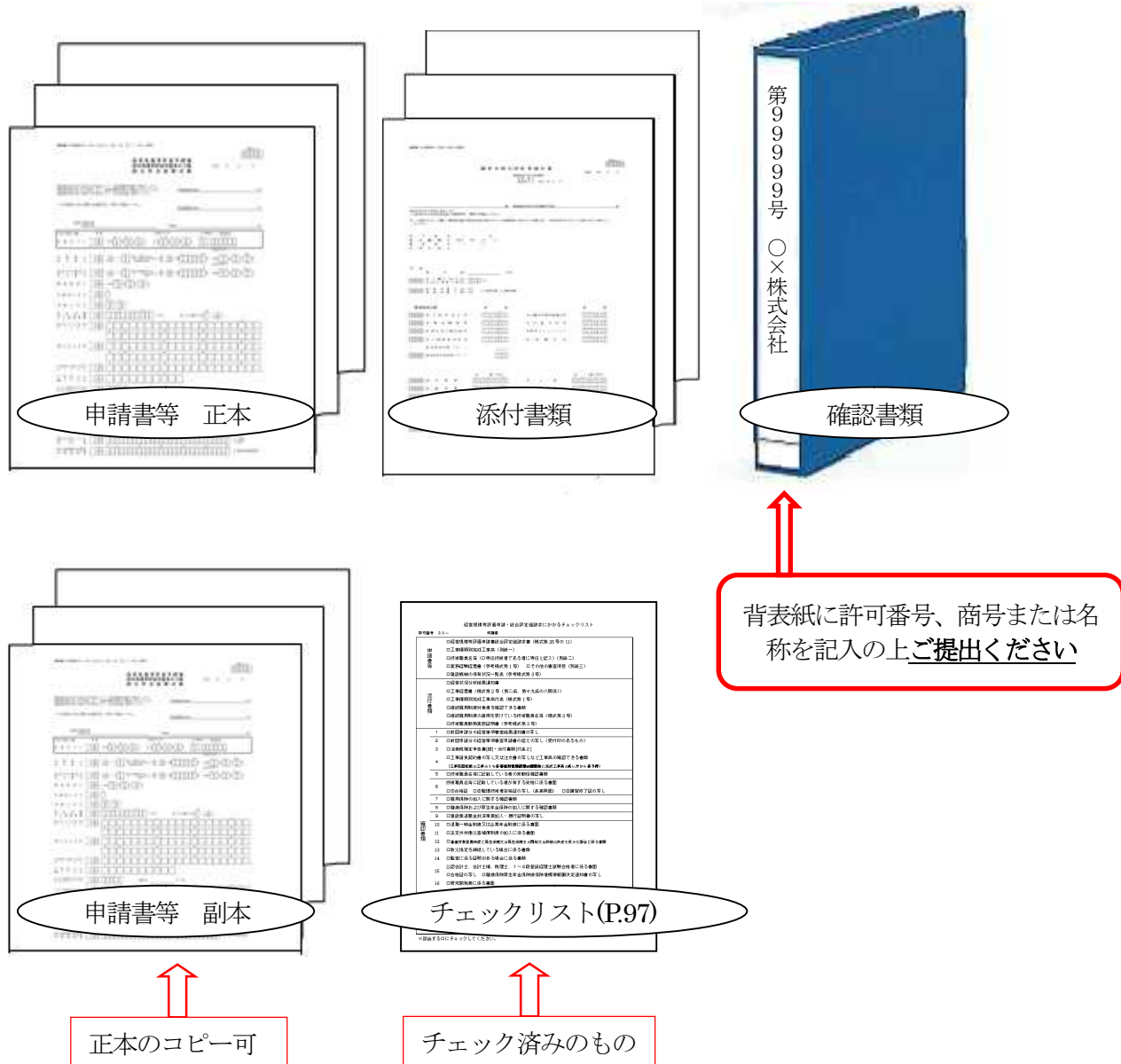
### (2) 申請方法

建設業許可・経営事項審査電子申請システムの詳細な申請方法等については、国土交通省が提供する電子申請マニュアルをご確認ください。

### 3 提出書類

#### (1) 提出部数

- ①申請書等（正本1部・副本1部）
- ②添付書類1部
- ③確認書類1部（項目ごとに順番にとりまとめてA4ファイルに綴じて提出してください）
- ④チェックリスト1部（P.97 参照）



確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行翌日から起算し1か月以内であれば返却が可能です。返却引取り希望日の前々営業日までに、「受付日」、「結果通知の通知日」、「許可番号」「商号」、「引取り日時」をご連絡ください。（詳しくはP.94をご参照ください）

令和3年4月以降の申請よりレターパックによる確認書類の返却も実施しています。（詳しくはP.93をご参照ください。）

※確認書類については経営事項審査結果通知書の発行翌日から1か月を経過した日以後に、監理課において「溶解処理」いたします。

(2) 提出書類

提出を要する書類は、次に掲げる申請書等、添付書類、確認書類、チェックリストの全てです。

区分	書類名称	様式	頁	備考
申請書等	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	第25号の14	67	
	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	第25号の14 (別紙一)	69	1葉につき4業種まで記入できます。
	技術職員名簿	第25号の14 (別紙二)	70	
	実務経験経歴書	参考様式第1号	83	実務経験の確認が必要な技術者がいる場合。 以前に申請した際の受付印のある経歴書の複写でも可。(注)
	その他の審査項目 (社会性等)	第25号の14 (別紙三)	71	<b>必ず、新様式をご利用ください。</b>
	建設機械の保有状況一覧表	参考様式第3号	85	加点对象機械を有する場合。
	CPD単位を取得した技術職員名簿	様式第4号	79	その他の審査項目「CPD単位取得数」および 「技能レベル向上者数」を加算の対象とする場合。
	技能者名簿	様式第5号	80	
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面	様式第6号	81	<b>令和5年8月14日以降の審査基準日において申請可能。</b>
添付書類	経営状況分析結果通知書	第25号の13		総合評定値(P点)を請求する方のみ <b>原本を提出</b> 。
	役員等の一覧	様式第1号別紙1 (建設業許可関係)	108	<b>法人の場合のみ</b> 添付(常勤役員である者を技術職員名簿に記載する場合)。
	勤務実態証明書	参考様式第2号	84	代表者以外の者を技術職員名簿に記載する場合。
	完成工事高詳細計算表	—	91	決算期変更等を行った場合は提出。
	チェックリスト	—	97	<b>チェック済み</b> のものを提出。
	委任状	任意の様式	—	申請書等の作成を委任する場合(P.32参照)。
	代理受領に係る委任状	—	95	結果通知を代理受領する場合、上記委任状に加えて、提出が必要。

(注) 以前に申請し、受付印があるものを使用する場合は、申請者名と参考様式第1号の商号または名称が同一の場合に限ります。

	確認書類 (A4 ファイルに綴じてご提出ください)	備考
1	<p><b>【変更届を書面で提出した場合】</b>            変更届出書(決算)の以下の書類について、受付印のある控えの写し            ○変更届出書(決算)表紙(県様式第1号(建設業許可関係) 直近のもの            ○工事経歴書(様式第2号(建設業許可関係))            経審の申請業種ごとに直前2年分を提出            (平均完成工事高の計算基準が3年平均の場合は直前3年分)。            ○直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号(建設業許可関係))            直近のもの</p> <p><b>【変更届を電子で提出した場合】</b>            ○電子で提出した工事経歴書(様式第2号(建設業許可関係))            経審の申請業種ごとに直前2年分を提出            (平均完成工事高の計算基準が3年平均の場合は直前3年分)。            ○電子で提出した直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号(建設業許可関係))            直近のもの</p>	<p>【変更届を書面で提出している場合】            いずれも、受付印のあるものの<b>写し</b>を添付。</p> <p>【変更届を電子で提出している場合】            受付印の無いものを添付。            (注) 必ず、変更届で提出したものと            同じ内容のものを添付すること。(監理課で同じものかどうか必ず確認します。)</p>

2	<b>工事種類別完成工事高付表 (様式第1号)</b> (完成工事高の業種間振替 (積み上げ) を行う場合に限り提出 (※完成工事高の業種間振替 (積み上げ) する場合、振替元の様式2号 (建設業許可関係) も必要))	
3	<b>前回申請分の経営事項審査結果通知書の写し</b>	
4	<b>前回申請分の経営事項審査申請書等の控えの写し (受付印のあるものすべて)</b> ①様式第25号の14、②様式第25号の14(別紙一)、④様式第25号の14(別紙二)、 ⑤様式第25号の14(別紙三)、④実務経験経歴書、⑤建設機械の保有状況一覧表、 ⑥CPD 単位を取得した技術職員名簿、⑦技能者名簿、⑧建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面 (但し、④～⑧については該当者のみ添付が必要。)	※申請書すべて
5	<b>消費税確定申告書+添付書類[付表2など、課税標準額がわかるもの]</b> (電子申告の場合は「メール詳細」または「受信通知」の写しが必要) <hr/> <b>【免税事業者の場合】※①または②の書類を求める場合があります。</b> ①開業から2期以内…(個人)事業開始等届出書、(法人)法人設立等届出書 の控え ②開業から3期以降…消費税の納税証明書	免税事業者は除く。 ①に該当し、電子での届出の場合、「メール詳細」の写しも提出。
6	<b>完成工事高の実績確認書類</b> (※工事経歴書に記載された完成工事高との一致を確認) ⇒工事請負契約書の写しまたは注文書の写し (以下、「契約書等」) (工事経歴書記載の工事のうち、申請業種毎に完成工事高の高い方から各3件) ※1) ○発注者の記名・押印、○受注者の氏名、○請負代金、○工事名称、○工期が確認できる部分の写し (JV工事の場合は協定書等で出資割合が確認できる部分の写しも添付) ※2) 契約書等がない場合、契約書等では最終確定金額が確認できない場合は、下記①～④の書類でも可 ①請負代金請求書と入金を確認できる書類の写し (通帳、領収書等の写し) ②市町村が工事代金支払いに際して発行している支払通知書・振込通知書の写し ③市町村が工事完成検査後に発行している完成検査通知書の写し ④発注者証明書 (参考様式第4号) 原本、上記※1の内容が確認できる書類	業種毎に完成工事高の高い順に綴ること。 発注者証明書については、P.89を参照。 なお、建設業法上、書面契約が義務付けられています。
7	<b>技術職員名簿記載技術職員の常勤性確認書類</b> P.16【技術職員の常勤確認資料について】に掲げる書類	
8	<b>技術職員名簿に記載している者に係る検定又は試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面</b> ①合格証・卒業証明書等の写し ・1級監理技術者で講習受講者がいる場合は次の2つ ①監理技術者資格証の写し (表裏両面) } ※審査基準日 (決算日等) 時点で有効なものが必要。(注) ②講習修了証の写し } (注) 令和4年8月15日に経営事項審査に関する告示等が改正され、監理技術者講習の有効期限が「講習を受講した日の属する年の翌年の開始日から起算して5年を経過しない者」となりました。	
9	<b>雇用保険の加入に関する確認書類</b> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等 (公共職業安定所長発行のもの)。ただし、加入義務のないものは除く。	
10	<b>健康保険および厚生年金保険の加入に関する確認書類</b> ①健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 または ②健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書等の写し (直近受付済みのもの)。ただし、加入義務のない者は除く。	
11	<b>建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し</b> (履行証明書の発行ができない場合は対象外)	

12 【注】	<b>退職一時金制度又は企業年金制度に係る次のいずれかの書面</b> ○中小企業退職金共済、特定退職金共済等の加入証明書の写し ○退職年金支給規定等のある労働協約または就業規則の写し (労働基準監督署の受付印があるもの(労働基準法89条の規定による届出義務がある者に限る。)) ○厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型)の加入証明書・契約書の写し	証明書の場合、加入日が審査基準日以前であり、かつ、証明書発行日が審査基準日以後のものであること。
13 【注】	<b>法定外労働災害補償制度の加入に係る次のいずれかの書面</b> ○保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者((公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会等)または中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者(全日本火災共済協同組合連合会等)による加入証明書の写し ○民間保険会社の保険証券+契約約款または加入証明書(準記名式の普通障害保険の場合は、国の労働災害保険の概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書類の写し) <b>※次の①～④の条件を満たすことが確認できるものに限る</b> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級1級から7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていること ④年間契約で全工事現場を補償すること	①～④の条件が確認できない場合は、加点できないので注意。
14	<b>CPD 単位取得数および技能レベル向上者数に係る書類</b> ①CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面の写し ②能力評価(レベル判定)結果通知書 ③様式第4号『CPD 単位を取得した技術職員名簿』および様式第5号『技能者名簿』に記載のある建設従事者の常勤確認書類(P.16参照) ④建設工事に関する作業員名簿の写し(※) (CPD 単位取得等の詳細につきましては、P.57~63を参照ください。)	(※) 工期の全部または一部が、審査対象年度と重なる工事のうち、記載人数の多いものから3件提出すること。
15	<b>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</b> ①えるぼし認定(1段階目) ②えるぼし認定(2段階目) ③えるぼし認定(3段階目) ④プラチナえるぼし認定 ①～④のいずれかの取得状況がわかる、基準適合一般事業主認定通知書等の写し	15～17については、審査基準日時点で認定取消や辞退があった場合、評価対象となりません。
16	<b>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</b> ①くるみん認定 ②トライくるみん認定 ③プラチナくるみん認定 ①～③のいずれかの取得状況がわかる、基準適合一般事業主認定通知書等の写し	
17	<b>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</b> 「ユースエール認定」の取得状況がわかる、基準適合事業主認定通知書等の写し	
18	<b>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</b> <b>(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用されます。)</b> 様式第6号 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面	詳細、記載例については、P.64を参照。
19	<b>審査対象営業年度に再生手続又は再生手続きの開始又は終結の決定を受けた場合に係る書面</b> 再生または更生手続き開始の決定を証明する書面または、再生または更生の手続き終結の決定を証明する書面の写し	

20	<p><b>防災協定を締結している場合で次の①か②で該当するもの</b></p> <p>①国、地方公共団体等と直接締結している防災協定の写し</p> <p>②所属団体が防災協定を締結している場合は、所属団体が締結している協定書の写しおよび審査基準日時点で加入を証明する書類の写し</p>	②については P.90 参照
21	<p><b>監査に係る証明がある場合で次の①から③で該当するもの</b></p> <p>①[監査受審状況1の場合]会計監査人設置会社における有価証券報告書または監査証明書（いずれも押印のあるもの）の写し</p> <p>②[監査受審状況2の場合]会計参与設置会社における会計参与報告書の写しおよび会計参与が設置されていることが確認できる商業登記簿謄本の写し</p> <p>③[監査受審状況3の場合]常勤の役員または使用人である公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格者（平成17年度までに行われた(財)建設業振興基金の1級）が経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）</p>	様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類」については P.73~77 参照
22	<p><b>公認会計士、税理士、1級・2級登録経理試験合格者に係る書面(次の①と②)</b></p> <p>①【公認会計士の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士資格を証する書面の写し</li> <li>・<u>公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証する書面の写し</u></li> </ul> <p>①【税理士の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士資格を証する書面の写し</li> <li>・<u>所属税理士会が認定する研修を受講したことがわかる書面の写し</u></li> </ul> <p>①【1級・2級登録経理試験合格者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1級・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者&gt;</li> <li>・合格証の写し</li> <li>&lt;1級・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者&gt;</li> <li>・登録経理講習を受講したことを証する書面の写し</li> <li>&lt;平成28年度以前に1・2級登録経理試験に合格し、1・2級登録経理講習を受講していない者（※経過措置対象者）&gt;</li> <li>・合格証の写し</li> </ul> <p>②健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（社会保険適用除外の場合は国民健康保険証の写し）</p> <p>1級・2級登録経理試験合格者に関する経過措置について</p> <p>登録経理試験合格者は、1級・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者または1級・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者が評価対象。（※ただし、<b>H28年度以前に1級・2級の登録経理試験に合格した者が講習未受講であっても、経過措置としてR5年3月末までは引き続き評価対象となる。</b>）</p>	
23	<p><b>研究開発費に係る書面で次の①か②のいずれか</b></p> <p>①規則別記様式第十七号の二による注記表の写し</p> <p>②有価証券報告書の一部の写し</p>	
24	<p><b>建設機械の保有状況に関する書類</b></p> <p>次ページ【加点対象となる建設機械と確認書類の一覧】に掲げる確認書類</p>	
25	<p><b>国または国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況</b></p> <p>①「エコアクション21」の認証状況がわかる、認証・登録証の写し</p> <p>②ISO認証取得証明書の写し（付属書を含む）</p> <p>（建設業許可を有する本支店の全てにおいて認証されていることが確認できる書類が必要。）</p> <p>（認証範囲に建設業が含まれない場合や、認証範囲が一部に支店等に限定されている場合は、評価対象としない。）</p> <p>（エコアクション21において、「段階的認証」または「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されている場合は評価対象としない。）</p>	

※一覧表にあげた書類を提出されない場合は、審査を受けられない場合があります。

※上記の他に別途審査上必要な書類の提出を求めています。



【評価対象となる建設機械と確認書類の一覧】

種類	建設機械の区分	評価対象となる範囲	確認書類 (1)および(2)
トラクター類	ブルドーザー	<u>自重3トン以上のもの</u>	<b>(1) 所有していることの確認</b> <b>【売買・譲渡の場合】</b> ・契約書 ・償却資産課税台帳 ・市町受付印のある償却資産(固定資産)申告書 および種類別明細書 <b>【リース・レンタルの場合】</b> ・リース・レンタル契約書 <sup>※1※2</sup>  <b>(2) 正常に稼働することの確認</b> 特定自主検査記録表 <sup>※3</sup> (最終ページまで)
	トラクター ショベル	<u>バケット容量が0.4m<sup>3</sup>以上のもの</u>	
整地・ 締固め機械	モーター グレーダー	<u>自重5トン以上のもの</u>	
	ローラー ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー ハンドガイドローラー	労働安全衛生法施行令別表 第七の四に規定されているもの <sup>※4</sup>	
高所作業車		<u>作業末の高さが2メートル以上のもの</u>	
掘削機械	ショベル系 掘削機	<u>掘削系のアタッチメントを有するもの</u> (ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバー)	
解体用機械	ブレーカ 鉄骨切断機 コンクリート圧砕機 解体用つかみ機	労働安全衛生法施行令別表 第七の六に規定されているもの	
移動式クレーン		<u>つり上げ荷重3トン以上のもの</u>	<b>(1) 所有していることの確認</b> 上記以外に、自動車検査証 <sup>※6</sup> でも可  <b>(2) 正常に稼働することの確認</b> 移動式クレーン検査証 <sup>※3</sup>
土砂運搬車	ダンプ車 <sup>※5</sup>	自動車検査証の車体の形状の欄に、 ・ダンプ ・ダンプフルトレーラ ・ダンプセミトレーラ の記載があるもの	<b>(1) 所有していることの確認</b> 「移動式クレーン」と同じ  <b>(2) 正常に稼働することの確認</b> 自動車検査証 <sup>※6</sup>

※1) 契約期間が審査基準日から1年7か月以上のものが対象。契約期間が審査基準日から1年7か月未満の場合は、「建設機械の保有状況一覧表(参考様式第3号)」の下部で、審査基準日以降1年7か月以上の使用を誓約する必要があります。なお、当該建設機械に係るリース契約の更新後または当該建設機械の購入後に経営事項審査の申請をする場合には、リース契約の更新契約または売買契約の内容が確認できる契約書類を提出してください。

※2) リース・レンタル会社以外を相手方としたリース・レンタル契約によるものについても評価の対象となりますが、申請者のみが当該建設機械を経営事項審査の対象機械にしているものに限りします。

※3) 審査基準日以前、1年以内に受けた際のものが必要です。

また、自社の検査(事業内検査)の場合は、検査者の雇用や資格確認が必要(技術職員と同様)です。

※4) コンパクターやランマー等明確に自走能力が無い締固め用建設機械は評価対象外です。

※5) 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては評価対象となりません。

※6) 審査基準日時点で有効期間内の車検証を添付してください。

※7) 建設機械抵当法施行令および労働安全衛生法施行令別表に掲げる建設機械につきましては、P.86～88 をご覧ください。

※8) 労働安全衛生法施行令に規定されている建設機械の内、経営事項審査の評価対象となる建設機械は、特定自主検査を受ける必要があるものとして定められている機械に限りします。

### 【審査対象外となる建設機械】

- ①共有名義での所有・リース等によるもの
- ②特定自主検査記録票、移動式クレーン検査証、自動車検査証が、申請者やリース契約相手方以外の名義で受けているもの
- ③申請者が建設機械のリース事業等を兼業で営んでいる場合などで、賃貸目的で所有しているもの
- ④特定自主検査で正常に稼働しないと認められた場合で、審査基準日までに必要な修理などを行っていないもの
- ⑤その他、提出された書類では確認できないもの

### 【技術職員の常勤確認資料について】

技術職員名簿に記載されている職員およびの次に掲げる必要書類をご提出ください（いずれも写し）。

（例）法人の従業員の場合…アとオ

- ア. 健康保険証の写し（事業所名記載のものに限る）または健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近受付済みのもの）
- イ. 国民健康保険証の写し
- ウ. 個人事業主の所得税確定申告書（第一表）の写し（個人事業主分のみ、税務署の受付印のあるもの）  
※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。
- エ. 個人事業主の所得税確定申告書（第二表）の写し（必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等も）
- オ. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等（公共職業安定所長発行のもの）

#### 技術職員の常勤確認資料一覧表

		ア	イ	ウ	エ	オ
法人	役員	○※注①				
	従業員	○※注①				○※注①
個人事業	事業主		○	○		
	専従者		○		○	
	従業員	○※注①	○			○※注①

（注意事項）

- ① **社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者**は、所得税源泉徴収簿、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前6か月超の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬額月額相当額決定のお知らせ」通知の写しをご提出ください。

社会保険適用除外者

- ・法人の場合…後期高齢者や、厚生年金保険のみ適用事業所の場合で70歳以上の者
- ・個人事業の場合…従業員が5名未満の事業所（任意適用事業所を除く）に雇用される者

雇用保険適用除外者

- ・代表取締役の親族や個人事業主の親族（生計が一と認められる場合等）

- ② 75歳以上の高齢者または65歳～74歳の障害認定を受けた方はア、イの代わりに後期高齢者医療被保険者証の写しをご提出ください。

- ③ 健康保険被保険者証の事業所名の記載がない場合は、併せて健康保険組合理事長などによる事業所名の記載のある資格証明書の写しをご提出ください。

- ④ 申請日までに退職した技術職員については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しをご提出ください。

- ⑤ 出向者が技術職員にいる場合は、出向協定書等の写し及び、出向元での社会保険書類（写し）をご提出ください。

※いずれも、審査基準日以前6か月+1日以上の勤務状況が確認できるものをご用意ください。

※加点対象となる技術職員は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む）に限ります。

※技術職員名簿および社会的項目（知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況）における評価対象者については、①最低賃金法の規定を満たさない者、②1か月の勤務日数または1日の勤務時間が、他の従業員と比較して短い者、③雇用期間に限りがある者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用により雇用される者を除く）、④監査役、⑤社会保険の被扶養者は、加点対象として認めません。

なお、社会保険および雇用保険への加入義務がある者の場合、加入義務があるすべての保険について、審査基準日以前6か月を超えて加入していなければ、加点対象として認めません。

※健康保険証、国民健康保険証の写しを提出する場合は、プライバシー保護の観点から保険者番

号および被保険者記号・番号についてマスキングを施したものを提出してください。  
 ※技術職員のうち、高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者（65歳以下）については、下記の書類が必要です。

(様式第3号) 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(P.78)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく継続雇用制度により採用している技術者を含む場合は提出。
(確認書類) 継続雇用制度を確認できる書類	継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則(常時10名以上の労働者を使用する企業の場合)の写し、または労使協定(継続雇用制度に関する規定部分と労使双方の代表者の記名押印されたもの)の写しを提出。

#### 【登録経理試験の合格者等について】

登録経理試験の合格者等に計上する職員については①最低賃金法の規定を満たさない者、②1か月の勤務日数または1日の勤務時間が、他の従業員と比較して短い者、③雇用期間に限りがある者(高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用により雇用される者を除く)、④監査役、⑤社会保険の被扶養者は、加点対象として認めません。

なお、審査基準日時点での雇用期間の定めはありません。

#### 4 申請手数料および納入方法

手数料の額および納入方法は、下記のとおりです。

滋賀県収入証紙を「手数料証紙(印紙)貼付書」に貼付し納入してください。

業種数	手数料	経営規模等 評価申請のみ	総合評定値 請求のみ	業種数	手数料	経営規模等 評価申請のみ	総合評定値 請求のみ
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

## 5 虚偽申請にかかる行政処分および罰則規定

申請書類に虚偽の記載をして提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、指示または営業の停止（行政処分）を命じられることがあります（建設業法第 28 条第 1 項第 2 号、第 28 条第 3 項）。

また、悪質と判断した場合は罰則（6 か月以下の懲役または 100 万円以下の罰金）の対象となります（建設業法第 50 条第 4 項、第 52 条第 4 項）。

## 6 その他申請に関する留意事項

### (1) 経営状況分析結果通知書の原本提出

総合評定値（P）の請求をされる方は、事前に必ず経営状況分析を済ませておいてください。

滋賀県知事に総合評定値（P）を請求する際、経営状況分析の結果を確認します（「経営状況分析結果通知書」）。やむを得ず経営状況分析の申請が遅れたり、もしくはその申請内容に不備があった等のため経営状況分析結果通知書が経営事項審査の受審日までに届かない場合は、登録経営状況分析機関に申請を行っていることが確認できる資料（申請手数料の納付を確認できるもの等）を請求時に持参してください。なお経営状況分析が遅れたり不備があった場合、総合評定値通知書の発行も遅れることとなります。また、請求時に経営状況分析申請の手続きが済まされているか確認できないときは総合評定値（P）の請求ができない場合がありますので十分留意願います。

### (2) 経営状況分析申請書等の補正措置等

経営状況分析申請書等を登録経営状況分析機関に提出後、同機関に記載内容が適正でないと思われる場合、同機関がその内容を尋ねたり、その補正を求めたりすることがあります。このような場合は同機関による指示に従ってください。

### (3) 経営事項審査受審前の決算変更届の提出と書類の様式等

経営事項審査の申請をする前に、事業年度終了変更届（**決算変更届**）を必ず監理課に提出してください（**申請の 1 週間前までに届出が受付済み**であること）。

経営事項審査申請予定者は、決算変更届出書の作成時に注意が必要です（**P. 104 参照**）。

### (4) 消費税の経理処理方式

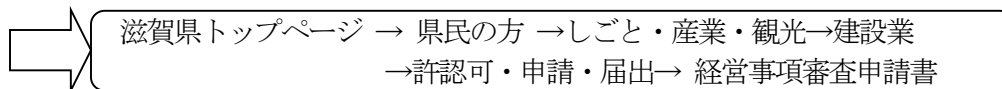
決算変更届に添付する財務諸表（法人は様式第 15、16、17 号、17 号の 2、個人は様式第 18、19 号）の作成については、消費税の経理処理方式を「税抜処理」により作成してください。決算において税込経理をしている場合は、収益と費用に含まれる消費税分の差額を営業外損益の部に計上してください。

なお、消費税免税事業者の方は、税込処理により処理された財務諸表で、経営状況分析を申請することとされているため、「税込処理」により作成し、貸借対照表注記欄に「消費税免税事業者のため税込処理」と明記してください。

## 7 申請に関する問い合わせ先、申請書類の入手方法

### (1) 申請書類の配布

申請書類は、県庁監理課および県内の各土木事務所で配布しております。  
また、滋賀県のホームページからもダウンロードすることができます。



### ◆配布場所

事務所名	所在地	電話番号
滋賀県庁監理課	大津市京町4-1-1	077-528-4114
大津土木事務所	大津市松本1-2-1	077-524-2812
南部土木事務所	草津市草津3-14-75	077-567-5433
甲賀土木事務所	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6153
東近江土木事務所	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7733
湖東土木事務所	彦根市元町4-1	0749-27-2241
長浜土木事務所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6636
長浜土木事務所木之本支所	長浜市木之本町黒田1234	0749-82-3435
高島土木事務所	高島市今津町今津1758	0740-22-6044

### (2) 申請についての問い合わせ先

経営事項審査の申請についてのお問い合わせは、監理課をお願いします。各土木事務所では対応しておりませんのでご注意ください。

#### 【ご注意ください】大臣許可の経由事務廃止による対応の変更について

建設業法の改正に伴い、令和2年4月以降、大臣許可業者の方については申請書を近畿地方整備局に直接ご提出いただくことになりました。滋賀県より申請日時の通知等はい行いませんのでご注意ください。

提出方法等に関しては近畿地方整備局の建政部建設産業第一課にお問い合わせください。

### Ⅲ 経営事項審査等評点の算出方法

経営事項審査等評点の算出については、「Ⅰ 制度の概要」の「3 審査項目と審査基準等」に記載されている各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準（国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聴いて定める基準）によりそれぞれの評点が算出されます。また、総合評定値（P）は、次の算式により建設工事の種類（業種）ごとに算出されます。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

$X_1$  = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事高に係るもの

$X_1$  = 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

$X_2$  = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額および利益額に係るもの

$X_2$  =  $(\text{自己資本額の点数 (a)} + \text{平均利益額の点数 (b)}) \div 2$

Y = 経営状況分析の結果に係る数値 [最高点：1,595点 最低点：0点]

Y =  $167.3 \times A + 583$  (Aは、経営状況点数)

Z = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数および元請完成工事高に係るもの

Z =  $\frac{\text{許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数 (c)}}{\text{許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数 (d)}} \times 0.8 + \frac{\text{許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数 (d)}}{\text{許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数 (d)}} \times 0.2$

W = その他の審査項目（社会性等）の評点

W =  $\{ \frac{\text{労働福祉の状況の点数 (e)}}{\text{建設業の営業継続の状況の点数 (f)}} + \frac{\text{防災協定締結の有無の点数 (g)}}{\text{法令遵守の状況の点数 (h)}} + \frac{\text{監査の受審状況の点数 (i)}}{\text{公認会計士等の数の点数 (j)}} + \frac{\text{研究開発の状況の点数 (k)}}{\text{建設機械の保有状況の点数 (l)}} + \frac{\text{国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 (m)}}{\text{若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 (n)}} + \frac{\text{知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況 (o)}}{\text{ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況 (p)}} + \frac{\text{建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (q)}} \} \times 10 \times \frac{190}{200}$  (※)

各審査項目のそれぞれの数値に対する評点は次に掲げるとおりです。

※令和5年8月14日以降の審査基準日では「175/200」となります。

評点X<sub>1</sub> 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

(2年もしくは3年平均…申請者の選択による)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均完成工事		X <sub>1</sub> 評点 (年間平均完成工事高：単位千円)	
1,000 億円 以上		2,309	
800 億円 以上	1,000 億円 未満	114 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,739	
600 億円 以上	800 億円 未満	101 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,791	
500 億円 以上	600 億円 未満	88 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,566	
400 億円 以上	500 億円 未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561	
300 億円 以上	400 億円 未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561	
250 億円 以上	300 億円 未満	75 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,378	
200 億円 以上	250 億円 未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373	
150 億円 以上	200 億円 未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373	
120 億円 以上	150 億円 未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,281	
100 億円 以上	120 億円 未満	62 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,165	
80 億円 以上	100 億円 未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,155	
60 億円 以上	80 億円 未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,211	
50 億円 以上	60 億円 未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055	
40 億円 以上	50 億円 未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055	
30 億円 以上	40 億円 未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,059	
25 億円 以上	30 億円 未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 903	
20 億円 以上	25 億円 未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 963	
15 億円 以上	20 億円 未満	36 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 975	
12 億円 以上	15 億円 未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 300,000 + 893	
10 億円 以上	12 億円 未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 811	
8 億円 以上	10 億円 未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 816	
6 億円 以上	8 億円 未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 868	
5 億円 以上	6 億円 未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 793	
4 億円 以上	5 億円 未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 748	
3 億円 以上	4 億円 未満	42 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 716	
2 億5,000 万円 以上	3 億円 未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 698	
2 億円 以上	2 億5,000 万円 未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 678	
1 億5,000 万円 以上	2 億円 未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 654	
1 億2,000 万円 以上	1 億5,000 万円 未満	26 × (年間平均完成工事高) ÷ 30,000 + 626	
1 億円 以上	1 億2,000 万円 未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 616	
8,000 万円 以上	1 億円 未満	22 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 601	
6,000 万円 以上	8,000 万円 未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 577	
5,000 万円 以上	6,000 万円 未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 565	
4,000 万円 以上	5,000 万円 未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 550	
3,000 万円 以上	4,000 万円 未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 530	
2,500 万円 以上	3,000 万円 未満	13 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 524	
2,000 万円 以上	2,500 万円 未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 509	
1,500 万円 以上	2,000 万円 未満	20 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 493	
1,200 万円 以上	1,500 万円 未満	14 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 483	
1,000 万円 以上	1,200 万円 未満	11 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 473	
	1,000 万円 未満	131 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 397	

注1：年間平均完成工事高は千円単位であり、千円未満は切り捨てる。

注2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

点数 a 自己資本額の点数

自己資本の額または平均自己資本額		点 数 (単位：千円)	
3,000 億円 以上		2,114	
2,500 億円 以上	3,000 億円 未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$	
2,000 億円 以上	2,500 億円 未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$	
1,500 億円 以上	2,000 億円 未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$	
1,200 億円 以上	1,500 億円 未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$	
1,000 億円 以上	1,200 億円 未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$	
800 億円 以上	1,000 億円 未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$	
600 億円 以上	800 億円 未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$	
500 億円 以上	600 億円 未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$	
400 億円 以上	500 億円 未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$	
300 億円 以上	400 億円 未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$	
250 億円 以上	300 億円 未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$	
200 億円 以上	250 億円 未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$	
150 億円 以上	200 億円 未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$	
120 億円 以上	150 億円 未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$	
100 億円 以上	120 億円 未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$	
80 億円 以上	100 億円 未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$	
60 億円 以上	80 億円 未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$	
50 億円 以上	60 億円 未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$	
40 億円 以上	50 億円 未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$	
30 億円 以上	40 億円 未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$	
25 億円 以上	30 億円 未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$	
20 億円 以上	25 億円 未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$	
15 億円 以上	20 億円 未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$	
12 億円 以上	15 億円 未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$	
10 億円 以上	12 億円 未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$	
8 億円 以上	10 億円 未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$	
6 億円 以上	8 億円 未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$	
5 億円 以上	6 億円 未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$	
4 億円 以上	5 億円 未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$	
3 億円 以上	4 億円 未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$	
2 億5,000 万円 以上	3 億円 未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$	
2 億円 以上	2 億5,000 万円 未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$	
1 億5,000 万円 以上	2 億円 未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$	
1 億2,000 万円 以上	1 億5,000 万円 未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$	
1 億円 以上	1 億2,000 万円 未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$	
8,000 万円 以上	1 億円 未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$	
6,000 万円 以上	8,000 万円 未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$	
5,000 万円 以上	6,000 万円 未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$	
4,000 万円 以上	5,000 万円 未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$	
3,000 万円 以上	4,000 万円 未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$	
2,500 万円 以上	3,000 万円 未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$	
2,000 万円 以上	2,500 万円 未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$	
1,500 万円 以上	2,000 万円 未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$	
1,200 万円 以上	1,500 万円 未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$	
1,000 万円 以上	1,200 万円 未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$	
	1,000 万円 未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$	

注1：自己資本額は千円単位であり、千円未満は切り捨てる。

注2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。



点数b 平均利益額の点数

平均利益額		点数 (単位：千円)
300 億円 以上		2,447
250 億円 以上	300 億円 未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200 億円 以上	250 億円 未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150 億円 以上	200 億円 未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120 億円 以上	150 億円 未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
100 億円 以上	120 億円 未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80 億円 以上	100 億円 未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60 億円 以上	80 億円 未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50 億円 以上	60 億円 未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40 億円 以上	50 億円 未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30 億円 以上	40 億円 未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25 億円 以上	30 億円 未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20 億円 以上	25 億円 未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15 億円 以上	20 億円 未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12 億円 以上	15 億円 未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
10 億円 以上	12 億円 未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8 億円 以上	10 億円 未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6 億円 以上	8 億円 未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5 億円 以上	6 億円 未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4 億円 以上	5 億円 未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3 億円 以上	4 億円 未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2 億5,000 万円 以上	3 億円 未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2 億円 以上	2 億5,000 万円 未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1 億5,000 万円 以上	2 億円 未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1 億2,000 万円 以上	1 億5,000 万円 未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1 億円 以上	1 億2,000 万円 未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
8,000 万円 以上	1 億円 未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
6,000 万円 以上	8,000 万円 未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
5,000 万円 以上	6,000 万円 未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
4,000 万円 以上	5,000 万円 未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
3,000 万円 以上	4,000 万円 未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
2,500 万円 以上	3,000 万円 未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
2,000 万円 以上	2,500 万円 未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
1,500 万円 以上	2,000 万円 未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
1,200 万円 以上	1,500 万円 未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
1,000 万円 以上	1,200 万円 未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
	1,000 万円 未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注1：平均利益額は千円単位であり、千円未満は切り捨てる。

注2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

点数c 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数

技術職員数値	点数
15,500 以上	2,335
11,930 以上 15,500 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
9,180 以上 11,930 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
7,060 以上 9,180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
5,430 以上 7,060 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
4,180 以上 5,430 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
3,210 以上 4,180 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
2,470 以上 3,210 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
1,900 以上 2,470 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
1,460 以上 1,900 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
1,130 以上 1,460 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
870 以上 1,130 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
670 以上 870 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
510 以上 670 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
390 以上 510 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
300 以上 390 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
230 以上 300 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
180 以上 230 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
140 以上 180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
110 以上 140 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
85 以上 110 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
65 以上 85 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
50 以上 65 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
40 以上 50 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
30 以上 40 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
20 以上 30 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
15 以上 20 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
10 以上 15 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
5 以上 10 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
5 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

[技術職員数値の算出方法]

- 1 級技術者であって監理技術者講習受講技術者数 × 6 点
- + 1 級技術者であって監理技術者講習受講者以外の技術者数 × 5 点
- + 監理技術者補佐であって 1 級技術者以外の技術者数 × 4 点
- + 基幹技能者 または 建設キャリアアップシステムの能力評価基準レベル 4 の技能者であって 1 級技術者および監理技術者補佐以外の技術者数 × 3 点
- + 2 級技術者 または 建設キャリアアップシステムの能力評価基準レベル 3 の技能者であって 1 級技術者、監理技術者、基幹技能者およびレベル 4 技能者 以外の技術者数 × 2 点
- + その他の技術者数 × 1 点

= 技術職員数値

点数d 許可を受けた建設業にかかる建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数

(2年もしくは3年平均…申請者の選択による)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	点 数 (年間平均完成工事高：単位千円)
1,000 億円 以上	2,865
800 億円 以上 1,000 億円 未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600 億円 以上 800 億円 未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500 億円 以上 600 億円 未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400 億円 以上 500 億円 未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300 億円 以上 400 億円 未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250 億円 以上 300 億円 未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200 億円 以上 250 億円 未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150 億円 以上 200 億円 未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120 億円 以上 150 億円 未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100 億円 以上 120 億円 未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80 億円 以上 100 億円 未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60 億円 以上 80 億円 未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50 億円 以上 60 億円 未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40 億円 以上 50 億円 未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30 億円 以上 40 億円 未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25 億円 以上 30 億円 未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
20 億円 以上 25 億円 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
15 億円 以上 20 億円 未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
12 億円 以上 15 億円 未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
10 億円 以上 12 億円 未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
8 億円 以上 10 億円 未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
6 億円 以上 8 億円 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
5 億円 以上 6 億円 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
4 億円 以上 5 億円 未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
3 億円 以上 4 億円 未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
2 億5,000 万円 以上 3 億円 未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
2 億円 以上 2 億5,000 万円 未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
1 億5,000 万円 以上 2 億円 未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
1 億2,000 万円 以上 1 億5,000 万円 未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
1 億円 以上 1 億2,000 万円 未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
8,000 万円 以上 1 億円 未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
6,000 万円 以上 8,000 万円 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
5,000 万円 以上 6,000 万円 未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
4,000 万円 以上 5,000 万円 未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
3,000 万円 以上 4,000 万円 未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
2,500 万円 以上 3,000 万円 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
2,000 万円 以上 2,500 万円 未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
1,500 万円 以上 2,000 万円 未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
1,200 万円 以上 1,500 万円 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
1,000 万円 以上 1,200 万円 未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
1,000 万円 未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注1:年間平均元請完成工事高は千円単位であり、千円未満は切り捨てる。

注2:評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

点数 e 労働福祉の状況の点数

$$e = Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

● Y1 = ①～③で該当する項目数

- ①建設業退職金共済制度加入
- ②退職一時金制度もしくは企業年金制度導入
- ③法定外労働災害補償制度加入

● Y2 = ④～⑥で該当する項目数

- ④雇用保険未加入
- ⑤健康保険未加入
- ⑥厚生年金保険未加入

点数 f 建設業の営業継続の状況の点数

$$f = ① + ②$$

①建設業の営業年数

営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数
35年以上	60	30年	50	25年	40	20年	30	15年	20	10年	10	5年以下	0
34年	58	29年	48	24年	38	19年	28	14年	18	9年	8		
33年	56	28年	46	23年	36	18年	26	13年	16	8年	6		
32年	54	27年	44	22年	34	17年	24	12年	14	7年	4		
31年	52	26年	42	21年	32	16年	22	11年	12	6年	2		

注：平成23年4月1日以降に民事再生手続または更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続または更生手続終結の決定を受けた建設業者は、終結決定を受けてからの営業年数。

②民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

区分	有	無
点数	-60	0

点数 g 防災協定締結の有無の点数

区分	有	無
点数	20	0

点数 h 法令遵守の状況の点数

区分	無	指示をされた場合	営業の全部もしくは一部の停止を命ぜられた場合
点数	0	-15	-30

点数 i 監査の受審状況の点数

区分	会計監査人の設置	会計参与の設置
点数	20	10
区分	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	無
点数	2	0

点数j 公認会計士等の数の点数

公認会計士等数値 = 公認会計士、会計士補、税理士、一級登録経理試験合格者等の数  
 + 二級登録経理試験合格者の数 × 0.4

点 数	10	8	6	4	2	0
年間平均完成工事高	公 認 会 計 士 等 数 値					
600 億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150 億円以上 600 億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上 150 億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上 40 億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1 億円以上 10 億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	—	—	0
1 億円未満	0.4 以上	—	—	—	—	0

点数k 研究開発の状況の点数

平均研究開発費の額	点 数	平均研究開発費の額	点 数
100 億円 以上	25	11 億円 以上 12 億円 未満	12
75 億円 以上 100 億円 未満	24	10 億円 以上 11 億円 未満	11
50 億円 以上 75 億円 未満	23	9 億円 以上 10 億円 未満	10
30 億円 以上 50 億円 未満	22	8 億円 以上 9 億円 未満	9
20 億円 以上 30 億円 未満	21	7 億円 以上 8 億円 未満	8
19 億円 以上 20 億円 未満	20	6 億円 以上 7 億円 未満	7
18 億円 以上 19 億円 未満	19	5 億円 以上 6 億円 未満	6
17 億円 以上 18 億円 未満	18	4 億円 以上 5 億円 未満	5
16 億円 以上 17 億円 未満	17	3 億円 以上 4 億円 未満	4
15 億円 以上 16 億円 未満	16	2 億円 以上 3 億円 未満	3
14 億円 以上 15 億円 未満	15	1 億円 以上 2 億円 未満	2
13 億円 以上 14 億円 未満	14	5000 万円 以上 1 億円 未満	1
12 億円 以上 13 億円 未満	13	5000 万円 未満	0

点数l 建設機械の保有状況の点数

台 数	点 数	台 数	点 数	台 数	点 数
15 台以上	15	10 台	13	5 台	9
14 台	15	9 台	12	4 台	8
13 台	14	8 台	12	3 台	7
12 台	14	7 台	11	2 台	6
11 台	13	6 台	10	1 台	5
				0 台	0

点数m 国または国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数

	点数
エコアクション 21 の認証並びに国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 9001 号の登録	8
エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 14001 号の登録	5
国際標準化機構第 9001 号の登録	5
国際標準化機構第 14001 号の登録	5
エコアクション 21 の認証	3
該当無	0

点数n 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

区分	技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15% 以上の場合でかつ、新たに技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1% 以上の場合	技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15% 以上の場合	新たに技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1% 以上の場合	無
点数	2	1	1	0

点数o 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

$$o = \left( \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD 単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left( \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点 (o)
10	10
9 以上 10 未満	9
8 以上 9 未満	8
7 以上 8 未満	7
6 以上 7 未満	6
5 以上 6 未満	5
4 以上 5 未満	4
3 以上 4 未満	3
2 以上 3 未満	2
1 以上 2 未満	1
1 未満	0

Z3 = CPD 単位取得数 / 技術者数 の数値を Z3 値に置き換えた数値  
 Z4 = 技能レベル向上者 / (技能者数 - 控除対象者数) の数値を Z4 値に置き換えた数値

CPD単位取得数／技術者数	Z3値
30以上	10
27以上 30未満	9
24以上 27未満	8
21以上 24未満	7
18以上 21未満	6
15以上 18未満	5
12以上 15未満	4
9以上 12未満	3
6以上 9未満	2
3以上 6未満	1
3未満	0

技能レベル向上者／(技能者数－控除対象者数)	Z4値
15%以上	10
13.5%以上 15%未満	9
12%以上 13.5%未満	8
10.5%以上 12%未満	7
9%以上 10.5%未満	6
7.5%以上 9%未満	5
6%以上 7.5%未満	4
4.5%以上 6%未満	3
3%以上 4.5%未満	2
1.5%以上 3%未満	1
1.5%未満	0

CPD単位取得数 =

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right\} \div \left\{ \begin{array}{l} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right\} \times 30$$

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

点数p) ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況

	点数	区分
プラチナえるぼし認証を取得	5	①
プラチナくるみん認定を取得		
区分①に非該当かつえるぼし認定（3段階目）を取得	4	②
区分①に非該当かつユースエール認定を取得		
区分①または②に非該当かつえるぼし認定（2段階目）を取得	3	③
区分①または②に非該当かつくるみん認定を取得		
区分①または②に非該当かつトライくるみん認定を取得		
区分①、②および③に非該当かつえるぼし認証（1段階目）を取得	2	
該当無	0	

点数q) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

	点数
全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
該当無	0



# IV 申請書作成上の留意事項（記入例）

## 1 記入上の一般的な注意事項

- (1) 各申請書の□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合には1カラムに1文字ずつ丁寧に、カラムからはみ出さないように数字は右詰め（ただし、電話番号は左詰め）、文字は左詰めで黒または青色のペンまたはボールペンで記入してください。
- (2) データパンチによる入力処理を行うため、特に数字は他の数値と誤認することのないよう、はっきりと記入してください。
- (3) 申請書や技術職員名簿における商号・名称や氏名の記載にあたって、字体（新旧等）については、建設業許可申請上の字体に統一するようにしてください。
- (4) 各申請書の右上の「申請者」欄に記入する主たる営業所の所在地については、登記簿上の本店所在地または個人事業主の住所と建設業法上の主たる営業所所在地が異なる場合、建設業法上の主たる営業所所在地を記入してください。
- (5) 工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（別紙一）の記入に当たっては、審査対象業種が5種類以上の場合には、2枚目以降の用紙に記入し、その他工事および合計は最後の用紙に記入すること。
- (6) 土木工事業[010]、とび・土工工事業[050]、鋼構造物工事業[110]を申請する場合には、実績がなくとも必ず内訳として、それぞれプレストレスコンクリート構造物工事（土木工事業）[011]、法面処理工事（とび・土工工事業）[051]、鋼橋上部工事（鋼構造物工事）[111]の実績を記載すること。
- (7) 技術職員名簿（別紙二）の記入に当たっては、技術職員数が31名以上の場合は、2枚目以降の用紙に記入すること。
- (8) 財務諸表に関する消費税の会計処理方法については、「税抜処理」とします。なお、免税業者については「税込処理」で記入すること。
- (9) 「押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」が、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、滋賀県を申請先とする経営事項審査の手続きは以下のとおりとなります。

様式の押印が不要となったもの	引続き押印が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第25条の14（経営規模等評価申請書、経営規模等評価再審査申立書、総合評定値請求書）</li><li>・参考様式第1号（実務経験証明書）</li><li>・参考様式第2号（勤務実態証明書）</li><li>・参考様式第3号（建設機械の保有状況一覧表）</li><li>・県様式第2号（経営処理を適正に確認した旨の書類）</li><li>・県様式第3号（継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・発注者証明書（実績確認書類）</li></ul>

なお、行政書士による代理申請の場合、申請書（第25条の14）への職印の押印は必要とします。押印された様式についても、そのまま提出して差し支えありません。

この記入例は滋賀県知事あての申請書を提出する場合のものです。

(用紙A4)

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
総合評定値請求書

令和 3 年 8 月 20 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

行政書士が作成・提出を代理する場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、職印を押印すること。  
また作成・提出に係る委任状を添付すること。

甲乙建設株式会社  
代表取締役 琵琶湖 太郎

代理人 ○○○行政書士事務所  
行政書士○○ ○○○

地方整備局長  
北海道開発局長  
滋賀県 知事

三日月 大造

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00 年 00 月 00 日	00	000000
申請時番号	02	25	01	090025
許可年月日		令和 01 年 05 月 10 日		
前回の申請時番号	03			
審査基準日	04	令和 03 年 03 月 31 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1		
商号又は名称のフリガナ	08	コウオツケンセツ		
商号又は名称	09	甲乙建設(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ピワコ タロウ		
代表者又は個人の氏名	11	琵琶湖 太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	25201	大津	市
主たる営業所の所在地	13	京町4-1-1		
郵便番号	14	520-8577	電話番号	077-528-4114
許可を受けている建設業	15	212		22
経営規模等評価対象建設業	16	999		9

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の場合は「1」を記入すること。

許可換え等により許可番号が前回申請と異なる場合のみ記入すること。

許可を受けた年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入すること。

「経営状況分析結果通知書」の「資本金」の額を記載すること(個人の場合は記入しないこと。)

申請者が法人の場合で、法人番号の指定を受けたものである場合にのみ記入。

項番06の右欄は、通常の場合は「空欄」とし、合併、分割等、特殊事案の場合は、P.35の記載要領別表(1)を参照の上、該当するコードを記入すること。

項番06の左欄は、決算期間に変動がなく、12ヶ月ごとに決算を終了した場合(通常の申請)は「00」を記入し、決算期変更等12ヶ月に満たない期間で決算が終了した場合は「02」を記入すること。それ以外の場合はP.33の記載要領9を参照の上、該当するコードを記入すること。

濁点は同じマスに記入すること。

P.36別表(2)のコード表を参照。

審査対象は「9」と記入すること。

千円未満は切り捨てて記入すること。  
また、負の場合は△を記入すること。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算)  
2. 2期平均)

基準決算	3:8:5:6 (千円)
直前の 審査基準日	4:5:9:1:3 (千円)

千円未満は切り捨てて記入すること。  
また、負の場合は△を記入すること。

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 1:0:6:6:0 (千円)	営業利益 9:7:8:8 (千円)
減価償却 実施額 1:6:9:3 (千円)	減価償却 実施額 1:4:3:2 (千円)

別紙二「技術職員名簿」  
に記載された技術職員の  
合計数を記入すること。

経営状況分析結果通知書の参考値に  
記載された数値を転記すること。  
(決算期変更などにより参考値の数値  
と異なる場合があります。)

技術職員数 1 9 3 5 8 (人)

登録経営状況  
分析機関番号 2 0 3 5 9 9 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称  
●▲■情報サービス株式会社

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の  
登録番号を記入すること。

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

再審査の申請の場合のみ記入することとし、  
通常の申請の場合は記入しないこと。

連絡先

所属等 ○○○行政書士事務所 氏名 行政書士○○ ○○○ 電話番号 090-○○○○-▲▲▲▲  
FAX番号 077-524-0943

連絡先の欄には、この申請用紙又は添付資料を作成した方、  
その他、申請の内容に関わる質問等に回答できる方の所属・  
氏名・電話番号・FAX番号を必ず記入すること。（行政書士に  
よる代理申請の場合は、行政書士の氏名と連絡先を記入す  
ること。）

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁じられています。

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」、  
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、  
「近畿地方整備局長 「国土交通大臣 および 「般 特」 については、不要のものを消すこと。  
滋賀県知事」 、「 滋賀県知事」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立または総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書または建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードのカラムには、滋賀県知事の者は25を、大臣許可の者は00を記入すること。  
「許可番号」および「許可年月日」は、例えば001234または01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（1）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和3年12月31日であれば、03年12月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求

4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9    「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合は事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(1)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10    「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律平成25年法律第27号第2条第15条に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11    「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音または半濁音を表す文字については、例えば  または  のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) (株) 甲建設  
乙建設 (有)

種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合同会社	(合)
特例有限会社	(有)	協同組合	(同)
合名会社	(名)	協業組合	(業)
合資会社	(資)	企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音または半濁音を表す文字については、例えばギまたはッのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、別表(2)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号および住居番号等を、「丁目」、「番」および「号」については- (ハイフン)を用いて、例えば震が関2-1-13のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番および番号をそれぞれ- (ハイフン)で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業)について18の表の( )内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 **1** **7** 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額または基準決算および前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」または「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額および直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り下げずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば**1,234,000**のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21 **1** **8** 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額および審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度および審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額および減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 **1** **9** 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 **2** **0** 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば**000001**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書または添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表（1）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日または合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき

13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日または事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立てまたは特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日または特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日または分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別表（2）

25201	大津市	<u>蒲生郡</u>
25202	彦根市	25383 日野町
25203	長浜市	25384 竜王町
25204	近江八幡市	<u>愛知郡</u>
25206	草津市	25425 愛荘町
25207	守山市	<u>犬上郡</u>
25208	栗東市	25441 豊郷町
25209	甲賀市	25442 甲良町
25210	野洲市	25443 多賀町
25211	湖南市	
25212	高島市	
25213	東近江市	
25214	米原市	



工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

甲乙建設株式会社

申請者

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月															審査対象事業年度 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月					計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均)								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 R2年4月～ R3年3月										審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 H31年4月～ R2年3月										完成工事高等の工事実績は税抜きで記載すること。 ※免税業者に関しては税込み可								
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 1 4 5 0 0 0					元請完成工事高(千円) 3 5 0 0 0					完成工事高(千円) 1 6 0 0 0					元請完成工事高(千円) 4 2 0 0 0													
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表													
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 140,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 30,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 150,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 40,000													
工事の種類 プレストレスト コンクリート構造物 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表													
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0													
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表													
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 100,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 64,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 96,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 72,000													
工事の種類 とび・土工・ コンクリート 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表													
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 55,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 20,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 60,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 22,000													
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表													
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度													
合計	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表													
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度													

上記の審査対象事業年度(12ヵ月)における完成工事高を記入すること。

内訳業種がある業種を受審する場合は必ず記入すること。  
実績がない場合は「0」を記入すること。

記入する工事の種類が5業種以上の場合、「その他の工事」「合計」については最後の用紙に記入すること。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. 無 )

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

申請者 **甲乙建設株式会社**

申請者

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月										審査対象事業年度 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月										計算基準の区分 2 (1. 2年平均) 2. 3年平均)																			
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					R2年4月～ R3年3月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					H31年4月～ R2年3月					完成工事高等の工事実績は税抜きで記載すること。 ※免税業者に関しては税込み可																			
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)																								
3 2 0 5 1	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					内訳業種がある業種を受審する場合は必ず記入すること。 実績がない場合は「0」を記入すること。																			
	18,000					18,000					20,000					20,000																								
3 2 0 9 0	15,000					0					8,000					8,000																								
工事の種類 管 工事	10,000					0					0					0																								
	20,000					0					0					0																								
3 2 2 3 0	0					0					0					0																								
工事の種類 造園 工事	0					0					0					0																								
	0					0					0					0																								
3 2	0					0					0					0																								
工事の種類 工事	0					0					0					0																								
	0					0					0					0																								
3 3	10,777					0					10,000					5,000																								
工事の種類 その他 工事	7,000					0					0					0																								
	14,555					0					0					0																								
3 4	32,627					12,400					32,100					14,500																								
合計	32,627					12,400					32,100					14,500																								
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例										( 1. 有 2. 無 )																														

## 記載要領

- 1     で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば    のように右詰めで記入すること。
- 2   「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
  - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合  
（例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
  - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合  
（例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
  - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合  
（例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月  
（例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月
  - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合  
（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき  
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月
  - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合  
（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき  
自令和02年10月 ～ 至令和00年00月
- 3   「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。  
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4   「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。  
なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。  
「完成工事高」の欄は  で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。  
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

- 5   「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6   「合計」の欄は、完成工事高においては、  及び  に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。  
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

## [完成工事高および元請完成工事高の業種間振替（業種間積み上げ）]

審査対象建設業の年間平均完成工事高に、他の建設業許可を有する建設業の年間平均完成工事高を含めることができる場合があります。これを「業種間振替」もしくは「業種間積み上げ」と呼んでいます。

### 《注意点》

- ①業種間振替を行う場合、工事種別完成工事高付表（別記様式1号）を必ず作成してください。
- ②振替元、振替先の両方で建設業許可を有することが必要です。
- ③一つの請負工事に係る建設工事の完成工事高を二つ以上の種類に分割または重複計上することはできません。
- ④**振替元の建設業種については、経営事項審査を受けることができません。**  
 （経営事項審査を受けないと入札参加資格審査を受けることができなくなる場合があります。詳しくはP.45）
- ⑤振替した場合、前審査対象年度、前々審査対象年度も同様の振替した数値を算出計上してください

### 1. 一式工事への専門工事の参入

審査対象建設業が土木工事業または建築工事業である場合においては、許可を受けている建設工事業のうち一式工事業以外の専門工事に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

この場合、専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく直前2年または3年分を土木一式または建築一式のいずれか一方に全額算入する必要があります。

振替先の工事	←	振替元の工事
土木一式工事	←	土木工作物の建設に関連する工事 （とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体など）
建築一式工事	←	建築物の建設に関連する工事 （大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体など）

## 2. 専門工事への専門工事の算入

審査対象建設業が一式工事業以外の専門工事である場合においては、許可を受けた建設業のうち専門工事（審査対象建設業として申出している建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の内容に応じて当該専門工事に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

とび・土工・コンクリート	↔	石、造園、解体
電気	↔	電気通信、消防施設
管	↔	熱絶縁、水道施設、消防施設
塗装、屋根	↔	防水

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 様式第1号

工事種類別完成工事高付表		許可番号 _____	
		商号または名称 _____	
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高		
（審査対象事業年度）			
令和元年 11 月～令和 2 年 10 月			
土木一式工事            15,000 千円	土木一式工事		10,000 千円
うち元請                11,000 千円	うち元請		10,000 千円
	舗装工事		5,000 千円
	うち元請		1,000 千円
（前審査対象事業年度）			
平成 30 年 11 月～令和元年 10 月			
土木一式工事            12,000 千円	土木一式工事		10,000 千円
うち元請                12,000 千円	うち元請		12,000 千円
	舗装工事		千円
	うち元請		千円

公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認してください（※滋賀県は認めていません）。

**ご注意ください！業種間振替（業種間積み上げ）を行うことで公共入札参加できない場合があります！**

滋賀県入札参加資格審査では…

(例) とび・土工・コンクリート工事の実績を土木一式工事に振替した場合。

土木	19,500 千円	←	土木	15,000 千円
			とび	4,500 千円 (経審受審不可)

振替元のとび・土工・コンクリート工事は経営事項審査を受けることができなくなるので以下の参加希望工事のとび・土工・コンクリート工事は入札参加できなくなります。

参加希望工事	建設工事の種類
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
建築附帯工事	とび・土工・コンクリート工事
交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事

入札参加不可

# 1 2年平均を選択した場合の工事種類別完成工事高の記載方法について

(1) 12カ月決算および6カ月決算の場合の項番[3][1]および[3][2]の各欄及びこれに関連する表への記入例を次に掲げます。

[例1] 12カ月決算の場合

直前決算	令和2年4月から令和3年3月(12か月)	: 完成工事高	160,000
直前決算の前期	平成31年4月から令和2年3月(12か月)	: 完成工事高	140,000

項番 [3][1] 自 [3][1]年[0][4]月 至 [0][2]年[0][3]月 自 [0][2]年[0][4]月 至 [0][3]年[0][3]月 [1] 1. 2年平均  
2. 3年平均

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	31年4月～02年3月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	

審査対象事業年度の欄には、直前決算であるR2.4～R2.3を記入することになります。

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の欄には、直前決算の前期であるH31.4～R2.3を記入することになります。

[3][2] [0][1][0][ ][ ][ ][ ][1][4][0][0][0][0]

[ ][ ][ ][ ][1][6][0][0][0][0]

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	140,000
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	

この欄には直前決算であるR2.4～R3.3までの完工高160,000を記入することになります。

この欄には、直前決算の前期であるH31.4～R2.3までの完工高140,000を記入することになります。

[例2] 6カ月決算の場合

直前決算	令和2年10月から令和3年3月(6か月)	: 完成工事高	80,000
直前決算の前期	令和2年4月から令和2年9月(6か月)	: 完成工事高	80,000
直前決算の前々期	令和元年10月から令和2年3月(6か月)	: 完成工事高	70,000
直前決算の前々々期	平成31年4月から令和元年9月(6か月)	: 完成工事高	70,000

項番 [3][1] 自 [3][1]年[0][4]月 至 [0][2]年[0][3]月 自 [0][2]年[0][4]月 至 [0][3]年[0][3]月 [1] 1. 2年平均  
2. 3年平均

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	31年4月～2年3月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	

必ず12か月必要となるので、直前決算と直前決算の前期を合わせたR2.4～R3.3を記入することになります。

この欄についても、必ず12か月必要なので、直前決算の前々期と直前決算の前々々期を合わせたH31.4～R2.3を記入することになります。



3 2 0 1 0 □ □ □ □ 1 4 0 0 0 0

□ □ □ □ 1 6 0 0 0 0

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	140,000
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	

必ず12か月必要なので、直前決算であるR2.10～R3.3までの完工高80,000と直前決算の前期であるR2.4～R2.9までの完工高80,000を足した完工高を記入することになります。

この欄についても必ず12か月必要なので、直前決算の前々期であるH31.10～R2.3までの完工高70,000と直前決算の前々々期であるH31.4～H31.9までの完工高70,000を足した完工高を記入することになります。

(2) 審査基準日から遡って2年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更に関わらず変更前及び変更後を通じた審査基準日の直前2年の各事業年度における完成工事高を通算すること。また、記入方法は(1)の「例1」と同じように記入してください。  
(個人事業の承継・合名会社→株式会社への組織変更の場合等)

**(3) 審査基準日から遡って2年以内に決算期変更した者、個人の代替わり承継をした者、個人から法人へ組織変更した者、認可申請により合併・会社分割・事業の譲渡をした者→個別に監理課までご相談下さい。**

## 2 3年平均を選択した場合の工事種別完成工事高の記載方法について

(1) 12か月決算および6か月決算の場合の項番3 1および3 2の各欄及びこれに関連する表への記入例を次に掲げます。

[例1] 12か月決算の場合

基準決算	令和元年6月から令和2年5月(12か月)	完成工事高	160,000
直前決算の前期	平成30年6月から令和元年5月(12か月)	完成工事高	140,000
直前決算の前々期	平成29年6月から平成30年5月(12か月)	完成工事高	150,000

項番 3 1 自 3 0 年 0 4 月 至 0 2 年 0 3 月 自 0 2 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月 2

(審査対象事業年度)

1. 2年平均  
2. 3年平均

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	31年4月～2年3月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	30年4月～31年3月

審査対象事業年度の欄には、直前決算であるR2.4～R3.3を記入することになります。

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の欄には、直前決算の前期であるH31.4～R2.3を記入することになります。

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の欄には、直前決算の前々期であるH30.4～H31.3を記入することになります。

3 2 0 1 0 □ □ □ □ 1 4 5 0 0 0

□ □ □ □ 1 6 0 0 0 0

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	140,000
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	150,000

この欄には直前決算であるR2.4～R3.3までの完工高160,000を記入することになります。

この欄には、直前決算の前期であるH31.4～R2.3までの完工高140,000を記入することになります。

この欄には、直前決算の前々期であるH30.4～H31.3までの完工高150,000を記入することになります。

〔例2〕6カ月決算の場合

基準決算	令和3年10月から令和4年3月(6ヶ月)	:完成工事高	80,000
直前決算の前期	令和3年4月から令和3年9月(6ヶ月)	:完成工事高	80,000
直前決算の前々期	令和2年10月から令和3年3月(6ヶ月)	:完成工事高	70,000
直前決算の前々々期	令和2年4月から令和2年9月(6ヶ月)	:完成工事高	70,000
直前決算の前々々々期	令和元年10月から令和元年3月(6ヶ月)	:完成工事高	75,000
直前決算の前々々々々期	平成31年4月から平成31年9月(6ヶ月)	:完成工事高	75,000

〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕

(審査対象事業年度)

項番

31 自 30年04月 至 02年03月 自 02年04月 至 03年03月 2

1. 2年平均  
2. 3年平均

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	31年4月～2年3月
審査対象事業年度の前々 審査対象事業年度	30年4月～31年3月

必ず12か月必要となるので、直前決算と直前決算の前期を合わせたR1.6～R2.5を記入することになります。

この欄についても、必ず12か月必要なので、直前決算の前々期と直前決算の前々々期を合わせたH31.4～R2.6を記入することになります。

この欄についても、必ず12か月必要なので、直前決算の前々々々期と直前決算の前々々々々期を合わせたH30.4～H31.3を記入することになります。

32 010 □□□□145000

□□□□160000

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	140,000
審査対象事業年度の前々 審査対象事業年度	150,000

必ず12か月必要なので、直前決算であるR2.10～R3.3までの完工高80,000と直前決算の前期であるR2.4～R2.9までの完工高80,000を足した完工高を記入することになります。

この欄についても必ず12か月必要なので、直前決算の前々期であるR1.10～R2.3までの完工高70,000と直前決算の前々々期であるH31.4～R1.9までの完工高70,000を足した完工高を記入することになります。

この欄についても必ず12か月必要なので、直前決算の前々々々期であるH30.10～H31.3までの完工高75,000と直前決算の前々々々々々期であるH30.4～H30.9までの完工高75,000を足した完工高を記入することになります。

(2) 審査基準日から遡って3年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更に関わらず変更前及び変更後を通じた審査基準日の直前3年の各事業年度における完成工事高を通算すること。また、記入方法は(1)の「例1」と同じように記入してください。

(個人事業の承継・合名会社→株式会社への組織変更の場合等)

**(3) 審査基準日から遡って3年以内に決算期変更した者、個人の代替わり承継をした者、個人から法人へ組織変更した者、認可申請により合併・会社分割・事業の譲渡をした者→個別に監理課までご相談ください。**

## 【解体工事業の新設に伴う技術職員の取扱いについて】

施行日（平成 28 年 6 月 1 日）以降に経営事項審査を受審する場合は、**新たな業種区分に基づき評価されます**。下記の点にご注意ください。

### 1. 国家資格等の取扱いについて

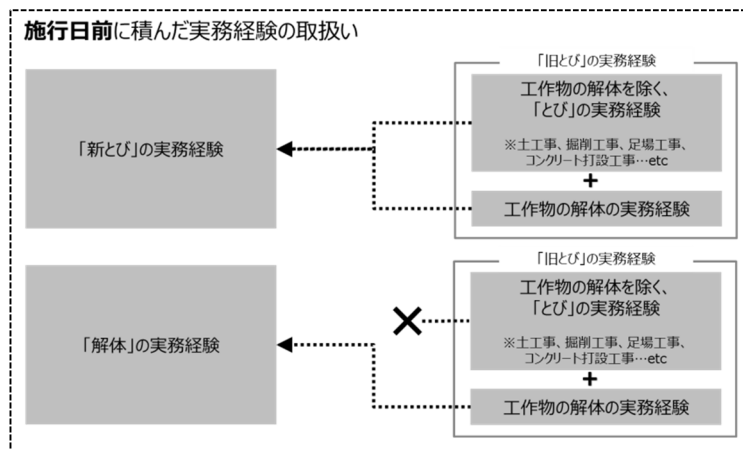
P.111～115 を参照してください。

### 2. 実務経験の取扱いについて

「解体」の実務経験年数は、旧区分の「とび・土工」の実務経験年数のうち「解体」に係る実務経験年数とします。

新区分の「とび・土工」の実務経験年数は、旧区分の「とび・土工」のすべての実務経験年数とします。

（右図の参照）



なお、施行日前までに積んだ実務経験のうち、「工作物の解体」に該当する工事に限り、実務経験期間を重複することができます。

### 3. 経過措置

施行日時点で「とび・土工工事業」の技術者に該当する者は、**令和 3 年 6 月 30 日までの間は**、経営事項審査における解体工事業の技術職員として評価されていました。今後、当該経過措置の技術者は解体工事の技術者として認められませんのでご注意ください。

(審査基準日)  
令和3年3月31日  
(申請書提出日)  
令和3年8月20日の場合

技術者1名につき2業種まで申請可能。  
(2業種の考え方)  
・1資格から2業種選択(琵琶湖一郎のケース)  
1級土木施工管理技術士→土木・とび  
同じ有資格コードを2ヶ所に記入。  
・2資格から1業種ずつ選択(近江太郎のケース)  
1級建設機械施工管理技術士→土木  
1級管工事施工管理技術士→管  
それぞれの有資格コードを記入。

新 職 員 名 簿

項番  
数 81001頁

若年技術者技術職員(3名)  
新規若年技術職員(1名)

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	琵琶湖 一郎	H02 年 11 月 2 日	30	8 2 0 1 1 1 3 1	0 5 1 1 3 1					12121212	4
2		近江 太郎	H02 年 11 月 1 日	30	8 2 0 1 1 1 1 1	0 9 1 2 9 1					34343434	4
3		彦根 三郎	H05 年 12 月 1 日	27	8 2 0 2 1 2 0 2	0 5 1 2 0 2						10
4		高島 良夫	S60 年 11 月 1 日	35	8 2 0 2 2 3 8 2							
5		草津 はじめ	S52 年 7 月 7 日	43	8 2 0 5 1 1 1 1	2 3 1 3 3 1					専・園 56565656	30
6		水口 健一	S50 年 10 月 10 日	45	8 2 0 9 2 3 0 2	0 1 0 6 4 2					専・土、と、管	
7	○	近江 和男	S41 年 8 月 8 日	54	8 2 2 3 2 3 4 2	0 9 2 6 5 2					専・建	
8		長浜 六郎	S28 年 10 月 10 日	67	8 2 0 2 0 0 2 2							
9			年 月 日		8 2							
10			年 月 日		8 2							
11			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18	別紙三「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」(項番59、60)について(上記例の場合)											
19	<p>項番59【若年技術職員の継続的な育成及び確保】 若年技術職員3名 ÷ 技術職員数8名 = 37.5% ≥ 15% → 該当</p>											
20												
21	<p>項番60【新規若年技術職員の育成及び確保】 新規若年技術職員1名 ÷ 技術職員8名 = 12.5% ≥ 1% → 該当</p>											
22												
23			年 月 日		8 2							
24												
25												
26												
27												
28	<p>(注意) 技術職員名簿に計上する職員については、①最低賃金法の規定を満たさない者、②1か月の勤務日数または1日の勤務時間が、他の従業員と比較して短い者、③高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用により雇用される者を除き、雇用期間に限りがある者、④監査役のいずれかに該当する場合は、恒常的・常勤として雇用されている職員として認めません。</p>											
29												
30												

監理技術者資格者証の番号を記入すること。

実務経験を要する資格コードを記入する場合は、参考様式1号(実務経験経歴書)を添付すること。以前に申請した際の受付印のある複写でも可。

専任技術者である者には例のように専の文字と担当業種を書くこと

高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を記載の場合は、様式第3号(P78)の提出が必要となります。

申請する業種について、次の①～③の全てに該当する場合は『1』を、それ以外の場合は『2』を記入すること。  
①法第15条第2号イに該当する者であること。(P111の技術者資格区分表の1級(◎)に該当すること。)  
②当該業種について監理技術者資格者証の交付を受けていること。  
③監理技術者講習(法第26条の4から6の規定による講習)を、審査基準日の直前5年以内に受講していること。

「CPD単位取得数」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示18の左欄に掲げる表で除し(÷)、30を乗じた(×)数値を記載します。(P.29参照)  
ただし、一人当たりの単位取得数の上限は30単位までなので注意が必要です。  
なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つをもとにCPD単位取得数を算出するものとします。  
またCPD単位を取得していない場合は、空白で問題ありません。(詳しくは、P.57～P.63)

記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第8条の3第2項第1号から第3号までに該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

『技術者資格区分表』（P111）  
（付 録 IV の 5）

参考

技術職員の資格区分毎の点数は下表のとおりです。

1級監理受講者	1級技術者	監理技術者の職務を補佐する者	基幹技能者またはCCUSレベル4の建設技能者であつて左以外の者	2級技術者またはCCUSレベル3の建設技能者であつて左以外の者	その他
◎+監理受講者	◎	☆	□	○	△
6点	5点	4点	3点	2点	1点

なお、表内の◎、☆、□、○、△については『技術者資格区分表』（P111）と一致します。  
「監理技術者の職務を補佐する者」に該当するためには「1級技士補でありかつ主任技術者要件を満たす者」または「監理技術者要件を満たす者」のいずれかである必要があります。確認書類は以下のとおりです。

- 「1級技士補でありかつ主任技術者要件を満たす者」  
1級技士補を証する書類+主任技術者要件を満たすことが確認できる書類（2級合格証明書の写し、実務経験経歴書など）
- 「監理技術者要件を満たす者」  
I 監理技術者資格者証が交付されている場合  
監理技術者資格者証（裏表）の写し  
II 監理技術者資格者証が交付されていない場合  
・主任技術者要件を満たすことが確認できる書類+指導監督的実務経験証明書（建設業法施行規則様式第10号）（P.110参照）  
※指導監督的実務経験証明書を提出する場合は必ず監理課までご相談の上、事前の審査を受審してください。（当日審査会場では審査を行いません。）  
・国土交通大臣特別認定者

添付書類 { 法第7条第2号のイまたはロに該当する者および技術者資格区分表の資格区分欄に年数が記載された資格者について作成すること。  
許可申請において専任技術者に該当している者については、省略することができる。 }

## 実 務 経 験 経 歴 書

下記のとおり、実務の経験を有することに相違ないことを誓約します。

令和 4 年 8 月 20 日

商号または名称	甲乙建設(株)
許 可 番 号	第 90025 号

令和4年3月31日を審査基準日として申請する場合

(技術者の)  
住 所 滋賀県大津市松本1-2-1  
氏 名 長 浜 六 郎  
生 年 月 日 T (S) 23年 10月 1日  
採用年月日 (S)・H・R 58年 4月 1日

記

建設工事の種類

土木一式 工事

使用された事業所	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数
甲乙建設(株)	現場監督	〇〇川 荒廃砂防工事	H 4年 11月から 5年 4月まで
〃	〃	県道××線 道路改良工事	5年 11月から 6年 4月まで
〃	〃	〇×川 河川改良工事	6年 5月から 7年 3月まで
〃	〃	公共下水道 △△第3工区管渠築造工事	7年 4月から 8年 5月まで
〃	〃	〇△ 汚水1号幹線管渠布設工事	8年 6月から 9年 8月まで
〃	〃	×××川 通常砂防工事	9年 9月から 10年 11月まで
〃	〃	×〇川 面整備工事	10年 12月から 11年 12月まで
〃	〃	国道△×線 道路改良工事	12年 3月から 12年 10月まで
〃	〃	〇〇× 汚水枝線管渠築造工事	12年 12月から 13年 3月まで
〃	〃	市道〇×〇線 単独道路改良工事	14年 3月から 14年 10月まで
〃	〃	◇△川 河川改良工事	15年 5月から 15年 12月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
		合 計	満 38年 0月

(記載要領)

1. 「実務経験の内容」欄には、使用されていた期間において携わった建設工事の具体的な工事名1年につき1件記入すること。(それぞれの工事の完成年度が重複しないように気を付けてください。)
  2. 「合計」欄には、現在までのすべての経験年数を記入すること。
  3. 法第7条第2号のイに該当する者(指定学科卒業生)は以下も記入すること。
- ※ 一人の者が実務経験で担当できるのは2業種までで、それぞれの業種について法第7条第2号ロ該当とする場合は、少なくとも20年以上の建設工事に関する実務経験が必要です。

高 卒 者	高等学校	科	年	月卒業
-------	------	---	---	-----

大 卒 者	大学	学部	学科	年	月卒業
-------	----	----	----	---	-----



その他の審査項目 (社会性等)

**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況**

雇用保険加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 9 7 5 (単位)

技能レベル向上者数 5 0 3 (人) 技術者数 1 2 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 4 [1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 2 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 3 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.「一部の建設工事で実施」に該当、4.「一部の公共工事で実施」に該当、5.非該当]

**建設業の営業継続の状況**

営業年数 5 5 3 9 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

**防災活動への貢献の状況**

防災協定の締結の有無 5 7 1 [1.有、2.無]

**法令遵守の状況**

営業停止処分の有無 5 8 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 9 2 [1.有、2.無]

**建設業の経理の状況**

監査の受審状況 6 0 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 6 1 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 2 1 (人)

**研究開発の状況**

研究開発費 (2期平均) 6 3 0 (千円)

**建設機械の保有状況**

建設機械の所有及びリース台数 6 4 3 (台)

**国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況**

エコアクション21の認証の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 6 2 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 7 1 [1.有、2.無]

別紙二「技術職員名簿」に記載された35歳未満の技術職員の内「新規掲載者」に〇のある者の人数を記入すること。

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数を記入すること。

別紙二「技術職員名簿」に記載された35歳未満の技術職員の数を入力する。

技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)
8 (人)	3 (人)	37.5

新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)
1 (人)	12.5

【どちらも加点の対象としない場合】、0を記入する。技術者数、技能者数、控除対象者数にも0を記入する。

CPD単位取得、技能レベル向上者どちらか1つでも加点の対象とする場合はP.57～63を参照ください。

項番54については、令和5年8月14日以降の審査基準日より申請可能となります。申請が可能になるまで(令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度の申請から評価対象)は、一律「3」の非該当を記入してください。

審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止または指示を受けた場合はそれぞれ「1」を記入すること。

「3」を記入するためには、経理責任者が項番53の公認会計士等に該当し、経理処理の適正を確認した旨の書類 (P.73) を提出することが必要。

評価対象となる建設機械を保有している場合は、参考様式3号「建設機械の保有状況一覧表P.15」の提出が必要となります。

## 記載要領

- 1     で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば           のように右詰めで記入すること。
- 2     「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3     「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4     「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5     「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6     「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
  - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
  - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
  - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
  - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
  - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
  - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
  - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7     「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8     「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9     「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10     「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次試験に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11     「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうち国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この11において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。



- 12 **5** **1** 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 **5** **2** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 **5** **3** 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく、「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記載すること。
- 15 **5** **4** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 **5** **5** 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 **5** **6** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8** 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 **5** **9** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 **6** **0** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6** **1** 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 **6** **2** 「二級登録経理試験合格者の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

- 25 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同令第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6** **7** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

その他の審査項目（社会性等）の CPD 単位取得数 または 技能レベル向上者数 のいずれか 1 つでも評価対象とする場合、以下の書類の提出が必要です。

- ・様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」（必須）
- ・様式第 5 号「技能者名簿」（必須）
- ・CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面の写し  
【CPD 実績証明書、学習履歴証明書等】  
(各認定機関により様式が異なります。審査基準日から遡って 1 年間を証明期間とする証明書の発行が必要となります。)
- ・能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し  
【能力評価（レベル判定）結果通知書】等
- ・様式第 4 号および様式第 5 号に記載のある建設従事者の常勤確認書類（P.16 参照。）
- ・様式第 4 号に記載のある技術者職員の資格書等の写し
- ・建設工事に関する **作業員名簿** の写し（※）  
(施工体制台帳および再下請負通知書における、申請者に在籍している技能者の氏名、生年月日、職種、社会保険等加入状況が記載されたもの)  
※工期の全部または一部が審査対象年度と重なる工事のうち、記載人数の多いものから 3 件提出。

知識および技術または技能の向上に関する取組の状況に関するよくあるご質問

Q1：様式第 4 号（CPD 単位を取得した技術者名簿）に記載する技術者がよくわかりません。

A：様式第 4 号には、2 級技士補や技術職員名簿に記載のない技術者について記載してください。

Q2：技能レベルの向上がない技能者や能力評価を受けていない技能者、作業員名簿に記載が無い技能者についても様式第 5 号への記載は必要ですか。

A：必要です。

Q3：同一の者が技能者と技術者になり得ることはありますか。

A：あり得ます。ある工事では技術者として、別の工事では技能者として勤務した場合、その者は技能者かつ技術者になります。

CPD 単位取得数または技能レベル向上者数のいずれか 1 つでも加点对象とする方については提出が必要です。

様式第 4 号

※一人当たりの CPD 単位は、30 が上限になります。

CPD単位を取得した技術者名簿  
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
<p>審査基準日前 6 か月を超えて雇用をしており、かつ、様式 25 号の 14 別紙二「技術職員名簿」に記載をした者以外に、技術者が在籍している場合は CPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。</p> <p>該当者がいない場合は、『該当なし』と記載し、提出してください。</p> <p>技術者とは、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する技術者職員の内(1) 主任技術者または監理技術者の要件を満たす者（実務経験 10 年等も含まれる）、(2) 1 級または 2 級の第一次検定に合格した者のことをいいます。</p> <p>様式 25 号の 14 別紙二「技術職員名簿」への記載人数および様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」への記載人数の合計が、項番 49「技術者数」の人数と一致します。</p>			
<p>「CPD 単位」の欄には、技術者が CPD 認定団体によって修得を認定された単位数を、告示 18 の左欄に掲げる表で除し(÷)、30 を乗じた(×) 数値を記載します。(次ページ 参照)</p> <p>ただし、一人当たりの単位取得数の上限は 30 単位までなので注意が必要です。</p> <p>なお、1 人の技術者につき 2 以上の CPD 認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか 1 つをもとに CPD 単位取得数を算出するものとします。</p> <p>下記「CPD 単位総計」には、様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」において各技術者が取得した CPD 単位の合計 (①) および様式 25 号の 14 別紙二「技術職員名簿」において各技術者が取得した CPD 単位の合計 (②) の総合計を記載します。この合計が、項番 49「CPD 単位取得数」の数値と一致します。</p>			
CPD単位総計 (①+②)			

※項目 49「CPD 単位取得数」と一致します

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
  - 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
- なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

告示別表第 18	
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

技術者一人当たりの

CPD単位取得数 =

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right\} \div \left\{ \begin{array}{l} \text{告示別表第 18 の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right\} \times 30$$

【例：1名の技術者が（一社）全国土木施工管理技士会から、40単位取得した場合】

計算式は  $40 \div 20 \times 30 = 60 \rightarrow 60$  単位取得となります。

ただし、一人当たりの単位取得数の上限は30単位までなので、上記のケースでは技術者一人当たりのCPD単位取得数は、30単位となります。（※なお、上記の計算で小数点以下の端数が発生した場合は切り捨てとなります。）

CPD単位を取得した技術者が複数いる場合は、それぞれに上記の計算をしたうえで、技術者それぞれのCPD単位取得数を足した合計が、業者のCPD単位取得数となります。

CPD 単位取得数または技能レベル向上者数のいずれか 1 つでも加点对象とする方については提出が必要です。

様式第 5 号

(用紙 A 4)

年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
<p>審査基準日前 6 か月を超えて雇用をしており、かつ、次の要件のすべてに該当する者を技能レベル向上の有無に問わず、全て記載してください。該当者がいない場合は、『該当なし』と記載し、提出してください。</p> <p>①審査基準日以前 3 年間に施工体制台帳および再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿) の記載対象となっている者</p> <p>②建設工事の施工管理のみに従事した者でないこと</p> <p>※なお、技術者と技能者の両方に計上される建設従事者もケースとしては考えられますのでご注意ください。</p> <p>(例) 建設従事者 A は 2 級土木施工管理技士を取得しており、かつ上記①②に該当する者である。</p>					
<p>レベル向上の有無 欄については、審査基準日以前 3 年間に於いて、レベル 2 ～ 4 の評価を受けた技能者が、審査基準日の 3 年前の日以前に受けた評価の区分より 1 以上高い場合に「○」と記入します。</p> <p>なお、能力評価基準により評価を受けていない者については、レベル 1 として審査します。</p>					
合計	(人)			(人)	(人)

※項目 50「技能者数」と一致します

※項目 50「技能レベル向上者数」と一致します

※項目 50「控除対象者数」と一致します

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より 1 以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の 3 年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

様式第5号（技能者名簿）への記載について  
 （R4年6月30日を審査基準日とする場合の例）

①【H31年4月1日～R元年6月30日の間にレベル4の評価を受けた技能者が在籍する場合】

⇒控除対象者に該当します。レベル4の評価がわかる書類の写し（能力評価（レベル判定）結果通知書）を提出してください。

②【H31年4月1日～R元年6月30日の間にレベル1～3の評価を受けた技能者であり、それ以降レベル向上のない技能者が在籍する場合】

⇒技能レベル向上者ではありません。ただし、技能者には該当するため、様式第5号（技能者名簿）への記載は必要です。

③【H31年4月1日～R元年6月30日の間にレベル1～3の評価を受けた技能者であり、R元年7月1日～R4年6月30日の間にレベル向上のある技能者が在籍する場合】

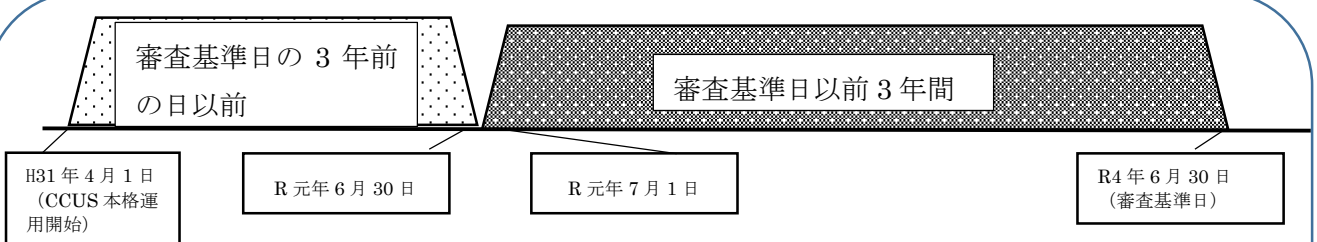
⇒技能レベル向上者に該当します。H31年4月1日～R元年6月30日の間に評価を受けたことがわかる書類の写し（能力評価（レベル判定）結果通知書）とR元年7月1日～R4年6月30日の間で評価を受けたことがわかる書類の写し（能力評価（レベル判定）結果通知書）の2枚を提出してください。

④【R元年7月1日～R4年6月30日の間に初めてレベル2～4の評価を受けた技能者が在籍する場合】

⇒技能レベル向上者に該当します。評価を受けたことがわかる書類の写し（能力評価（レベル判定）結果通知書）を提出してください。

⑤【レベル評価判定を受けていない技能者が在籍する場合】

⇒技能レベル向上者ではありません。ただし、技能者には該当するため、様式第5号（技能者名簿）への記載は必要です。



（上記の①～⑤の場合においても、建設工事に関する作業員名簿の写し（施工体制台帳および再下請負通知書における、申請者に在籍している技能者の氏名、生年月日、職種、社会保険等加入状況が記載されたもの）、建設従事者の常勤確認書類（P14参照）の提出が必要です。）

注意1：本表はあくまでもR4年6月30日を審査基準日としたモデルです。

注意2：レベル評価の判定を受けていない技能者はレベル1とみなします。

CPD単位を取得した技術者名簿  
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	滋賀 太郎	S56年12月20日	30
2	滋賀 治郎	S32年6月24日	6
3	滋賀 三郎	H3年8月24日	15
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			51
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			48
CPD単位総計 (①+②)			99

## 記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。  
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。



令和 4 年 6 月 3 0 日 を 審 査 基 準 日 と す る 場 合

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	滋賀 太郎	S56年12月20日	平成31年4月20日		○
2	滋賀 治郎	S32年 6 月24日	令和2年8月31日	○	
3	滋賀 三郎	H 3 年 8 月24日			
4	大津 太郎	S45年 1 月 6 日	令和元年12月12日	○	
5	琵琶湖 一郎	H2年11月2日			
6	琵琶湖 二郎	H4年10月4日	令和元年 5 月 6 日		
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
合計	6 (人)			2 (人)	1 (人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より 1 以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の 3 年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

## 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために 必要な措置の実施状況について

(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用されます。)

### 【評価概要】

審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った審査対象工事<sup>※1</sup>において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置<sup>※2</sup>を実施している場合に評価されます。申請の際は様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」を作成する必要があります。(次ページ参照。)

※1 「審査対象工事」とは、以下①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った工事(契約変更を除く)です。

①日本国外で施工された工事。

②建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事

(工事1件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事)

(建築一式工事のうち、延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事)

③防災協定に基づき行う災害応急対策もしくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策。

※2 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置」とは、以下の①および②を満たす必要があります。

①建設キャリアアップシステム上での現場および契約情報の登録をしていること。

②建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへ直接入力によらない方法<sup>※3</sup>で就業履歴を蓄積できる体制を整備していること。

※3 「直接入力によらない方法」とは、就業履歴データ登録標準API連携認定システム(以下:APIシステム)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していることです。APIシステムについては<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>をご確認ください。

※4 審査基準日以前1年のうちに、評価対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合は、加点対象となりません。

### 【評価区分】

評価要件	評点
審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で当該措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で当該措置を実施した場合	10

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書  
及び  
情報共有に関する同意書

令和4年9月1日から令和5年8月31日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法施行規則第27条の26第1項に定める国土交通省又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

**令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から、申請可能となります。**

**滋賀県知事**

殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 **滋賀県大津市京町4-1-1**

商号又は氏名 **(株)甲乙建設**

代表者氏名 **琵琶湖 太郎**

申請区分 1 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		<b>10件</b>
措置未実施工事	軽微な工事	<b>2件</b>
	災害応急対策	<b>2件</b>
合 計		<b>14件</b>

## V 経営事項審査等申請書（様式集）

押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により、令和3年1月1日以降の申請については、申請様式への申請者の押印は不要となりました。

申請の際は申請書を片面印刷でご用意ください。

経営規模等評価申請書  
 経営規模等評価再審査申立書  
 総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
 滋賀県知事

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		
申請時の許可番号	02	大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般)	第 号	許可年月日 令和 年 月 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般)	第 号	許可年月日 令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 年 月 日		
申請等の区分	05			
処理の区分	06			
法人又は個人の別	07	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号	
商号又は名称のフリガナ	08			
商号又は名称	09			
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10			
代表者又は個人の氏名	11			
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	市町名	市・町	
主たる営業所の所在地	13			
郵便番号	14	電話番号		
許可を受けている建設業	15	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		(1.一般) (2.特定)
経営規模等評価等対象建設業	16			



工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

申請者

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10 月										審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 月					計算基準の区分 (1. 2年平均) (2. 3年平均)																																		
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					年 月～ 年 月																																		
業種コード 3 2	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)																			
3 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																							
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																		
3 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																							
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																		
3 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																							
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																		
3 3	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																							
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																		
3 4	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
合計	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)																			
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例										( 1. 有 2. 無 )																																								

技術職員名簿

頁 項番 3 5  
数 81 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード		有資格 区分 コード		講習 受講		講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
					3	5	3	5	10				
1			年 月 日		8	2							
2			年 月 日		8	2							
3			年 月 日		8	2							
4			年 月 日		8	2							
5			年 月 日		8	2							
6			年 月 日		8	2							
7			年 月 日		8	2							
8			年 月 日		8	2							
9			年 月 日		8	2							
10			年 月 日		8	2							
11			年 月 日		8	2							
12			年 月 日		8	2							
13			年 月 日		8	2							
14			年 月 日		8	2							
15			年 月 日		8	2							
16			年 月 日		8	2							
17			年 月 日		8	2							
18			年 月 日		8	2							
19			年 月 日		8	2							
20			年 月 日		8	2							
21			年 月 日		8	2							
22			年 月 日		8	2							
23			年 月 日		8	2							
24			年 月 日		8	2							
25			年 月 日		8	2							
26			年 月 日		8	2							
27			年 月 日		8	2							
28			年 月 日		8	2							
29			年 月 日		8	2							
30			年 月 日		8	2							



その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況								
雇用保険加入の有無	項番 4 1 3	[1.有、2.無、3.適用除外]						
健康保険加入の有無	4 2 3	[1.有、2.無、3.適用除外]						
厚生年金保険加入の有無	4 3 3	[1.有、2.無、3.適用除外]						
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 3	[1.有、2.無]						
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 3	[1.有、2.無]						
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 3	[1.有、2.無]						
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 3	[1.該当、2.非該当]						
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">技術職員数（A）</th> <th style="width: 33%;">若年技術職員数（B）</th> <th style="width: 33%;">若年技術職員の割合（B/A）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(人)</td> <td style="text-align: center;">(人)</td> <td></td> </tr> </table>	技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B/A）	(人)	(人)	
技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B/A）						
(人)	(人)							
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">新規若年技術職員数（C）</th> <th style="width: 33%;">新規若年技術職員の割合（C/A）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(人)</td> <td></td> </tr> </table>	新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C/A）	(人)			
新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C/A）							
(人)								
CPD単位取得数	4 9 3 5 10	(単位) 技術者数 11 15 (人)						
技能レベル向上者数	5 0 3 5 (人)	技能者数 9 10 (人) 控除対象者数 15 20 (人)						
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1 3	[1.えるぼし認定（1段階目）、2.えるぼし認定（2段階目）、3.えるぼし認定（3段階目）、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]						
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2 3	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]						
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 3	[1.ユースエール認定、2.非該当]						
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4 3	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]						
建設業の営業継続の状況								
営業年数	5 5 3 5 (年)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">初めて許可（登録）を受けた年月日</th> <th style="width: 33%;">休業等期間</th> <th style="width: 33%;">備考（組織変更等）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）	令和 年 月 日	年 月 日	
初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）						
令和 年 月 日	年 月 日							
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 3	[1.有、2.無]						
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">再生手続又は更生手続開始決定日</th> <th style="width: 33%;">再生計画又は更生計画認可日</th> <th style="width: 33%;">再生手続又は更生手続終了決定日</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> </table>	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日						
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
防災活動への貢献の状況								
防災協定の締結の有無	5 7 3	[1.有、2.無]						
法令遵守の状況								
営業停止処分の有無	5 8 3	[1.有、2.無]						
指示処分の有無	5 9 3	[1.有、2.無]						
建設業の経理の状況								
監査の受審状況	6 0 3	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]						
公認会計士等の数	6 1 3 5 (人)							
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 3 5 (人)							
研究開発の状況								
研究開発費（2期平均）	6 3 3 5 10 (千円)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">審査対象事業年度</th> <th style="width: 50%;">審査対象事業年度の直前審査対象事業年度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(千円)</td> <td style="text-align: center;">(千円)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度	(千円)	(千円)		
審査対象事業年度	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度							
(千円)	(千円)							
建設機械の保有状況								
建設機械の所有及びリース台数	6 4 3 5 (台)							
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況								
エコアクション21の認証の有無	6 5 3	[1.有、2.無]						
ISO9001の登録の有無	6 6 3	[1.有、2.無]						
ISO14001の登録の有無	6 7 3	[1.有、2.無]						

工事種類別完成工事高付表

許可番号 \_\_\_\_\_

商号または名称 \_\_\_\_\_

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高【振替後（積み上げ後）】	左に含める完成工事高

## 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、  
(商号または名称).....の令和.....年.....月.....日から  
令和.....年.....月.....日までの第.....期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対  
照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に  
公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成された  
ものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に  
処理されていることを確認しました。

滋賀県知事

令和.....年.....月.....日

商号又は名称

所属・役職

氏名

※必ず本人が署名すること。

以上

## 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権          未成工事支出金等の棚卸資産          貸付金等の金銭債権          借入金等の金銭債務          完成工事高、兼業事業売上高          完成工事原価、兼業事業売上原価          支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 ・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。

	<p>引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。</p> <p>建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。</p> <p>工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。</p>
工事進行基準	<p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。</p> <p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。</p> <p>実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。</p> <p>工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。</p> <p>工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。</p>
受取利息配当金	<p>協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。</p>
支払利息	<p>有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。</p>
JV	<p>共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。</p> <p>分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p> <p>JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。</p>
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p> <p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p> <p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>





CPD単位を取得した技術者名簿  
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			
CPD単位総計 (①+②)			

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。  
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。



## 記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。  
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。  
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。



## 勤務実態証明書

年 月 日を審査基準日とする経営事項審査申請書（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14・別紙 2）記載の技術職員については審査基準日以前に 6 か月を超える雇用期間があり、下記①～④に該当しないことを証明します。

また別紙 3 項番 61、62 に計上した場合、当該公認会計士、税理士、1 級・2 級登録経理試験合格者等は下記①～④に該当しないことを証明します。

### 記

- ①最低賃金法の規定を満たさない者
- ② 1 カ月の勤務日数または 1 日の勤務時間が、他の従業員と比較して短い者
- ③高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用により雇用される者を除き、雇用期間に限りがある者
- ④監査役

令和 年 月 日

所在地

商号・名称

代表者氏名

---

建設機械の保有状況一覧表

許可番号：第 号

商号又は名称：

〔記載上の注意〕 ※保有する建設機械から審査対象とする15件について記載してください。  
 ※「建設機械の種類」は、建設機械抵当法施行令別表7のうち経営事項審査の評価対象となる建設機械の名称、移動式クレーン、ダンプまたは高所作業車のいずれかを記載してください。(別添1、2参照)  
 ※「検査実施年月日等」について、特定自主検査は「検査年月日」を、自動車検査登録(車検)および移動式クレーンの製造時等検査または性能検査は「有効期間の満了する日」をそれぞれ記入。

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式(年式)	製造・車体番号	リース等 または所有 の区分	リース等の期間 または購入日	リース期間 自動更新条 項の有無	検査実施 年月日等	備考
例	ショベル系掘削機	◇◇◇◇◇◇	ABG00-0987	1234567	リース	H29.10.01 ～ R4.09.30	有	R2.07.31	
1					所有・リース	～	有・無		
2					所有・リース	～	有・無		
3					所有・リース	～	有・無		
4					所有・リース	～	有・無		
5					所有・リース	～	有・無		
6					所有・リース	～	有・無		
7					所有・リース	～	有・無		
8					所有・リース	～	有・無		
9					所有・リース	～	有・無		
10					所有・リース	～	有・無		
11					所有・リース	～	有・無		
12					所有・リース	～	有・無		
13					所有・リース	～	有・無		
14					所有・リース	～	有・無		
15					所有・リース	～	有・無		

上記記載の建設機械のうち、リース契約書において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていないものについては、リース契約の更新または購入等を行  
 い、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用することを誓約します。

令和 年 月 日  
 商号又は名称  
 代表者氏名

## 別添1

## 経営事項審査評価該当建設機械の種類（建設機械抵当法施行令別表）

種 類	建設機械抵当法の区分	範 囲	加点対象
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二ニキロワット以上の掘削用原動機を有するもの	×
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの	×
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	×
	ペーパードレーンマシン		×
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	×
	アースオーガー		×
	地下連続壁施工用機械		×
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	×
	ブルドーザー		○
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの	○
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	×
	機関車		×
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	×
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	×
	タワークレーン		×
	デリッククレーン		×
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの	×
	ウインチ	二ニキロワット以上の原動機を有するもの	×
	エレベーター		×
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	×
	クローラードリル		×
7 トンネル機械	たて坑掘進機		×
	トンネル掘進機		×
	シールド掘進機		×
	ずり積み機		×
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	○
	スタビライザー		×
	アグリゲートスプレッダー		×
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	×
	タイヤローラー		×
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が二トン以上のもの	×
9 碎石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラツ	×



		シャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、パイプレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	×
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキノオンポンプ	×
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	×
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの	×
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	×
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	×
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	×
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	×
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの	×
	アスファルトクッカー		×
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	×
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	×
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	×
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの	×
	砕岩船		×
	起重機船		×
	くい打ち船	独航機能を有しないもの	×
	コンクリートミキサー船		×
	サンドドレーン船		×
	土運船		×
作業台船	鋼製で、独航機能を有しないもの	×	
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	×
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	×
	発動発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの	×

## 別添2

## 労働安全衛生法施行令別表7に掲げる建設機械

種 類	詳 細	加 点 対 象
1 整地・運搬・積込み用機械	1 ブル・ドーザー	×
	2 モーター・グレーダー	
	3 トラクター・シヨベル	
	4 ずり積機	
	5 スクレーパー	
	6 スクレーブ・ドーザー	
	7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
2 掘削用機械	1 パワー・シヨベル	×
	2 ドラグ・シヨベル	
	3 ドラグライン	
	4 クラムシエル	
	5 バケツ掘削機	
	6 トレンチャー	
	7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
3 基礎工事用機械	1 くい打機	×
	2 くい抜機	
	3 アース・ドリル	
	4 リバース・サーキュレーション・ドリル	
	5 せん孔機(チユーピングマシンを有するものに限る。)	
	6 アース・オーガ	
	7 ペーパー・ドレーン・マシン	
	8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
4 締固め用機械	1 ローラー	○
	2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
5 コンクリート打設用機械	1 コンクリートポンプ車	×
	2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
6 解体用機械	1 ブレーカー	○
	2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	

※各種類の機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械については、各労働局にお問い合わせください。

## 発注者証明書

1 工事名	※工事内容がわかるように具体的に記入すること。 ※下請の場合は、下請工事の内容を明記すること。	
2 工事場所 <u>(字、番地まで記入のこと)</u>		
3 工事請負額	円	(税込・税抜) ※いずれかに○
4 工 期	年 月 日 ~	年 月 日
5 工事請負人 <small>(個人の場合は商号および代表者名)</small>		

上記のとおり、私が発注したことを証明します。

令和      年      月      日

住 所

氏 名

⑩

電話番号

注：必ず発注者自らの署名押印(実印)であること

# 団体加入・防災協定および防災活動証明願

団体への加入、団体の防災協定締結および申請者が防災活動を行う者であることを下記により証明願います。

令和 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_ 殿

申請者(被証明者)	住 所 商号または名称 代 表 者 氏 名 印 電 話 番 号 許 可 番 号 滋賀県知事許可(般・特一 ) 第 _____ 号
加入団体名称	
団体締結防災協定 名称  締 結 先 (国、特殊法人等又は地方公共団体) 昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 締 結 日	
防災協定に係る申 請者の活動内容 <small>注) 申請者が防災活動に一定 の役割を果たす事が確認 できる当該団体の防災活 動計画書等の添付でも可</small>	
申請者の防災協定加盟日	昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

## 団体加入・防災協定および防災活動証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印





## 確認書類の返却を希望される申請者様へ

昨今の新型コロナウイルス情勢をふまえ、令和3年4月以降につきましては、返却を希望される事業者様あてに、経営事項審査の際に提出していただく確認書類（A4ファイル綴じ）を、結果通知発送日と同日にご返送させていただきます。

以下の注意事項を確認の上申請いただくようお願いいたします。

- (1) 経営事項審査申請時に、送付先が記入されたレターパックライトまたはレターパックプラスの提出をお願いします。
- (2) レターパックに記載していただく送付先は、申請に記載された住所と同じ住所でお願いします。
- (3) レターパック規定サイズを超える確認書類の返送は出来ませんのでご了承ください。
- (4) 従来通り、結果通知発送後の監理課窓口での返却も受け付けます。  
※返却引取り希望日の前々営業日までに監理課へ連絡ください。また、受領書の提出が必要です。

### 【行政書士の代理申請の場合】

- (5) レターパックに記載していただく送付先は、上記（2）の住所または行政書士事務所をお願いします。
- (6) 申請される事業者ごとにレターパックを提出していただくようお願いします。

レターパックに以下の記載をしたうえで、経審申請時に提出してください。

申請書に記載された住所もしくは行政書士事務所の住所を記載する

建設業許可番号  
申請者名 をこの辺りに  
ボールペン等で記載する

監理課の窓口にて確認書類の返却を希望される方は、受領書の提出が必要です（次ページ参照）。

# 受領書

滋賀県知事

令和 年 月 日に申請した「経営規模等評価申請(審査基準日 年 月 日)に係わる確認書類」を確かに受領しました。

令和 年 月 日

所在地

商号または名称

代表者氏名

電話番号

担当者氏名

(代理人氏名 )

(代理人電話番号 )



委任状（代理受領について）

受任者

〒	—	県・府
住所		
氏名		

私は上記の者に経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の受領権限を委任いたします。

令和 年 月 日

委任者

委任者氏名	
住所	〒 —
電話番号	— — —
許可番号	滋賀県知事（ — — ）第 号
審査会場 (該当する審査会場に○をつけてください)	大津合同庁舎・南部合同庁舎・甲賀合同庁舎・東近江合同庁舎 湖東合同庁舎・湖北合同庁舎・木之本合同庁舎・高島合同庁舎・県庁監理課
審査受付日	令和 年 月 日

<b>経営規模等評価手数料</b> <b>総合評定値請求手数料</b>	<b>証紙(印紙)貼付書</b>
----------------------------------------	------------------

滋賀県知事許可業者は、「滋賀県収入証紙」を、下記枠内に貼り付けてください。  
 (消印はしないで下さい。)

商号または名称 : \_\_\_\_\_  
 許可番号 : ( 般・特一 ) 第 \_\_\_\_\_ 号

申請  
業種数  業種

申請業種数	経営規模等評価申請及び総合評定値請求	経営規模等評価申請のみ	総合評定値請求のみ
1	11,000円	10,400円	600円
2	13,500円	12,700円	800円
3	16,000円	15,000円	1,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円
以下1業種追加するごとに	2,500円追加	2,300円追加	200円追加

経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト

許可番号 25 - ( ) 申請者 ( ) ※該当する□にチェックしてください。

申請書等	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価申請書総合評定値請求書 (様式第 25 号の 14) <input type="checkbox"/> 工事種類別完成工事高 (別紙一) <input type="checkbox"/> 技術職員名簿 (□専任技術者である者に専任と記入) (別紙二) <input type="checkbox"/> 実務経験経歴書 (参考様式第 1 号) <input type="checkbox"/> その他の審査項目 (別紙三)			
	<input type="checkbox"/> 建設機械の保有状況一覧表 (参考様式第 3 号) <input type="checkbox"/> CPD 単位を取得した技術職員名簿 (様式第 4 号) <input type="checkbox"/> 技能者名簿 (様式第 5 号)			
添付書類	<input type="checkbox"/> 経営状況分析結果通知書 (原本) <input type="checkbox"/> 継続雇用制度を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 (様式第 3 号) <input type="checkbox"/> 役員等の一覧 (様式第 1 号別紙 1 (建設業許可関係)) <input type="checkbox"/> 勤務実態証明書 (参考様式第 2 号)			
確認書類 (※ A 4 ファイルに綴じてください)	1	決算変更届の控え (受付印のあるもの) の写し…確認書類のファイルに綴じる <input type="checkbox"/> 県様式第 1 号 (直近のもの) <input type="checkbox"/> 工事経歴書 (様式第 2 号) <b>※ 2 または 3 期分</b> <input type="checkbox"/> 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額 (直近のもの)		
	2	<input type="checkbox"/> 工事種類別完成工事高付表 (様式第 1 号)		
	3	<input type="checkbox"/> 前回申請分の経営事項審査結果通知書 (写し)		
	4	<input type="checkbox"/> 前回申請分の経営事項審査申請書の控え (写し) (受付印のあるもの)		
	5	<input type="checkbox"/> 消費税確定申告書[控]・添付書類[付表 2 等] (※電子申告の場合は「メール詳細」もしくは「受信通知」)		
	6	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し又は注文書の写しなど工事高の確認できる書類 (工事経歴記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各 3 件)		
	7	<input type="checkbox"/> 技術職員名簿に記載している者の常勤性確認書類 (写し)		
	8	技術職員名簿に記載している者が有する資格に係る書面 <input type="checkbox"/> ①合格証等 (写し) <input type="checkbox"/> ②監理技術者資格証 (写し) (表裏両面) <input type="checkbox"/> ③講習修了証 (写し)		
	以下「その他の審査項目」に必要な確認書類			
	9	<input type="checkbox"/> 雇用保険の加入に関する確認書類 (写し)	23	<input type="checkbox"/> 「プラチナくるみん認定」に係る書面 (写し)
	10	<input type="checkbox"/> 健康保険・生年金保険の加入に関する確認書類 (写し)	24	<input type="checkbox"/> 「ユースエール認定」に係る書面 (写し)
	11	<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (写し)	25	<input type="checkbox"/> 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書類 <b>(令和 5 年 8 月 14 日以降の審査基準日で申請可能)</b>
	12	<input type="checkbox"/> 退職一時金制度または企業年金制度に係る書面 (写し)		
	13	<input type="checkbox"/> 法定外労働災害補償制度の加入に係る書面 (写し)	26	<input type="checkbox"/> 審査対象営業年度に再生手続または更生手続の開始または終結の決定を受けた場合に係る書類 (写し)
	14	<input type="checkbox"/> 技術者が取得した CPD 単位数を証する書面 (写し)	27	<input type="checkbox"/> 防災協定を締結している場合に係る書類 (写し)
	15	<input type="checkbox"/> 技能者が受けた能力評価制度 (建設キャリアアップ) の評価を証する書類 (写し)	28	<input type="checkbox"/> 公認会計士、税理士または 1～2 級登録経理士の合格に係る書面 (写し) <input type="checkbox"/> 公認会計士、税理士または 1～2 級登録経理士の講習受講がわかる書面 (写し)
	16	<input type="checkbox"/> 施工体制台帳における作業員名簿 (写し)	29	<input type="checkbox"/> 監査に係る証明がある場合に係る書類 (写し)
	17	<input type="checkbox"/> 「えるぼし認定 (1 段階目)」に係る書面 (写し)	30	<input type="checkbox"/> 研究開発費に係る書面 (写し)
	18	<input type="checkbox"/> 「えるぼし認定 (2 段階目)」に係る書面 (写し)	31	<input type="checkbox"/> ISO 認証取得証明書 (付属書を含む) (写し)
	19	<input type="checkbox"/> 「えるぼし認定 (3 段階目)」に係る書面 (写し)	32	<input type="checkbox"/> エコアクション 21 に係る書面 (写し)
	20	<input type="checkbox"/> 「プラチナえるぼし認定」に係る書面 (写し)	33	<input type="checkbox"/> 建設機械の所有を確認する書類 (写し)
	21	<input type="checkbox"/> 「くるみん認定」に係る書面 (写し)	34	<input type="checkbox"/> 正常に稼働することの確認書類 (写し)
22	<input type="checkbox"/> 「トライくるみん認定」に係る書面 (写し)	35	<input type="checkbox"/> 自動車検査証 (該当者のみ移動式クレーン検査証) (写し)	

# VI 付録

## 1 建設工事の種類と建設業の許可区分に係る一覧

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	橋梁工事や下水道工事・ダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建築等一式工事として請負うもの。建築確認を必要とする増築等
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工 ・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

### ※注

- 土木一式工事には、公道下等の下水道の配管工事および下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事を含みます。
- 左官工事における「吹付け工事」は建築物に対してモルタル等を吹付ける工事をいいます。
- とび・土工・コンクリート工事における「コンクリートブロック据付工事」とは、根固めブロック、消波ブロックの据付等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付を行なう工事をいいます。  
「プレストレストコンクリート工事」のうち、橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当します  
「吹付け工事」とは、法面処理等のためにモルタルまたは種子を吹付ける工事をいいます。  
「鉄骨組み立て工事」とは、すでに加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負う工事をいいます。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事、太陽光パネル設置工事（配線工事の伴わない工事）
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事、太陽光パネル設置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、破石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

※注

- 石工事における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、建築物の内外装として擬石等を張りつける工事や法面処理、または擁壁としてコンクリートブロックを積み、または張りつける工事等をいいます。
- 管工事における上下水道等の配管工事は、家屋その他の施設の敷地内の配管および上水道等の配水小管を設置する工事をいいます。し尿処理に関する施設の建設工事は、規模の大小に関らず浄化槽によりし尿を処理する施設の建設工事が該当します。
- タイル・れんが・ブロック工事における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、コンクリートブロックにより建築物等を建設する工事等をいい、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。  
コンクリートブロックには、プレキャストコンクリートパネルおよびオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれます。
- 鋼構造物工事業における「鉄骨工事」とは、鉄骨の製作、加工から組み立てまで一貫して請け負う工事をいいます。
- 舗装工事において、舗装工事と併せて施工されることの多いガードレールの設置工事については、とび・土工・コンクリート工事に該当します。  
地盤面をコンクリート等で舗装した上に人工芝を張りつける工事は、舗装工事に該当します。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

※注

- 9.防水工事における「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみとなります。
- 10.内装仕上工事業における「家具工事」とは、建築物に家具を据付または家具の材料を現場で加工・組立て据付ける工事。
- 11.機械器具設置工事における「機械器具」とは、「電気工事」「管工事」「電気通信工事」「消防施設工事」等のそれぞれ専門の機械器具に該当しない機械器具または複合的な機械器具が対象となります。
- 12.造園工事における「植栽工事」には、植生を復元する建設工事を含む。  
「広場工事」とは、修景広場や芝生広場、運動広場等を築造する工事をいいます。  
「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を整備建設する工事をいいます。  
「公園設備工事」には、花壇や噴水などの修景施設、休憩所などの休養施設、遊戯施設の建設工事を含む。  
「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面の緑化をする工事をいいます。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※注

13. 水道施設工事における上下水道に関する施設の建設工事は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設および下水処理場内の処理設備の築造、設置に関する工事が該当します。  
し尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が該当します。
14. 清掃施設工事におけるし尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので汲取り方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が該当します。
15. 建設工事にあてはまらなると考えられる業務の一例は次のとおりです。
- 草刈、除雪、路面清掃などの作業
  - 委託契約における設備関係の保守点検のみを行なう業務
  - 建設資材や仮設材などの賃貸
  - 工作物の設計業務、監理業務
  - 地質調査、測量調査

(注)「土木一式工事」および「建築一式工事」の2つの一式工事は、他の27種の建設工事と異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事であり、一棟の住宅建設やダム工事等を一式としてまとめて請け負うことを意味しています。他の建設工事(大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、内装仕上工事等)を単独で請け負う場合は、それぞれの建設工事の許可を受けなければなりません。

## 2 経営規模等評価結果・総合評定値通知書原本証明交付願い

次ページの様式を記入の上、監理課建設業係の窓口へ提出ください。

令和 年 月 日

滋賀県土木交通部監理課長

申 請 者

住 所

商号・名称

代 表 者

### 経営規模等評価結果・総合評定値通知書原本証明交付願い

標記の件につきまして、 年 月 日審査基準日の経営規模等評価結果・総合評定値通知書の原本証明をお願いします。

許 可 番 号 ( 般 ・ 特 一 ) 第 号

許可年月日 年 月 日

審査受審日 年 月 日

原本証明願いの理由



### 3 経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない建設工事の発注機関一覧

- 国
  - 各地方公共団体
  - 公庫
  - 金融機関(株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫)
  - 日本郵政株式会社等
  - 東・中・西日本高速道路株式会社、首都・阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社
  - 都市再生機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、その他の独立行政法人
  - 日本下水道事業団、その他の事業団
  - 関西空港株式会社、中部国際空港株式会社、成田国際空港株式会社
  - 港務局、土地改良区
  - 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
  - 国立大学法人等
- ※ この他にも、経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない場合があります。
- ※ 詳細については、各発注機関に直接問い合わせてください。

### 4. 建設キャリアアップシステム 対応許可業種一覧

能力評価基準	対応許可業種	能力評価基準	対応許可業種
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物	エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
造園技能者能力評価基準	造園	建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工	外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
防水施工技能者能力評価基準	防水	ダクト技能者能力評価基準	管
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木	保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
建設塗装技能者能力評価基準	塗装	グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
左官技能者能力評価基準	左官	冷凍空調技能者能力評価基準	管
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木	運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木	基礎工技能者能力評価基準	とび・土工
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木	タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋	標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
圧接技能者能力評価基準	鉄筋	消防施設技能者能力評価基準	消防施設
型枠技能者能力評価基準	大工	建築大工技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管	硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
とび技能者能力評価基準	とび・土工	A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工	土工技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上		

# 変更届出書 ( 決 算 )

令和 年 月 日

経営事項審査申請予定の有無 (該当するものに○を記入)	
有	無

※「有」の場合、下記も記入

事業年度ごとの消費税課税・免税の別 (直前3年について、課税・免税いずれかに○)				
第 期	年	月	日 決算	課税・免税
第 期	年	月	日 決算	課税・免税
第 期	年	月	日 決算	課税・免税

許可年月日 年 月 日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可 ( - ) 第 号  
滋賀県知事

法人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

  
※法人の場合のみ記入(国税庁から通知された13桁の番号)

届 出 者

所 在 地

商号または名称

代 表 者

~~近畿地方整備局長~~  
滋賀県知事

事業年度(第 期 年 月 日 から 年 月 日まで)が終了した  
ので別添のとおり、提出します。

【 事業年度終了変更届 (決算変更届) 届出書類・添付書類等 】

- 変更届出書(決算)
- 様式第2号
- 様式第3号
- 財務諸表 (法人・・・様式第15号・16号・17号・17号の2)  
(個人・・・様式第18号・19号)
- 事業税の納税証明書(税額の記載のあるもの、  
※未納のないことの証明ではありませんのでご注意ください。)
- 事業報告書(株式会社のみ)

【事業年度内に】

- 使用人数に変更があった場合・・・様式第4号
- 営業所長の移動があった場合・・・様式第11号
- 定款の変更があった場合 ...定款(写)または議事録
- 健康保険等の加入状況の人数に変更があった場合  
・・・様式第7号の3

記載要領

1 「国土交通大臣 滋賀県知事」及び「近畿地方整備局長 滋賀県知事」については、不要のものを消すこと。



## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

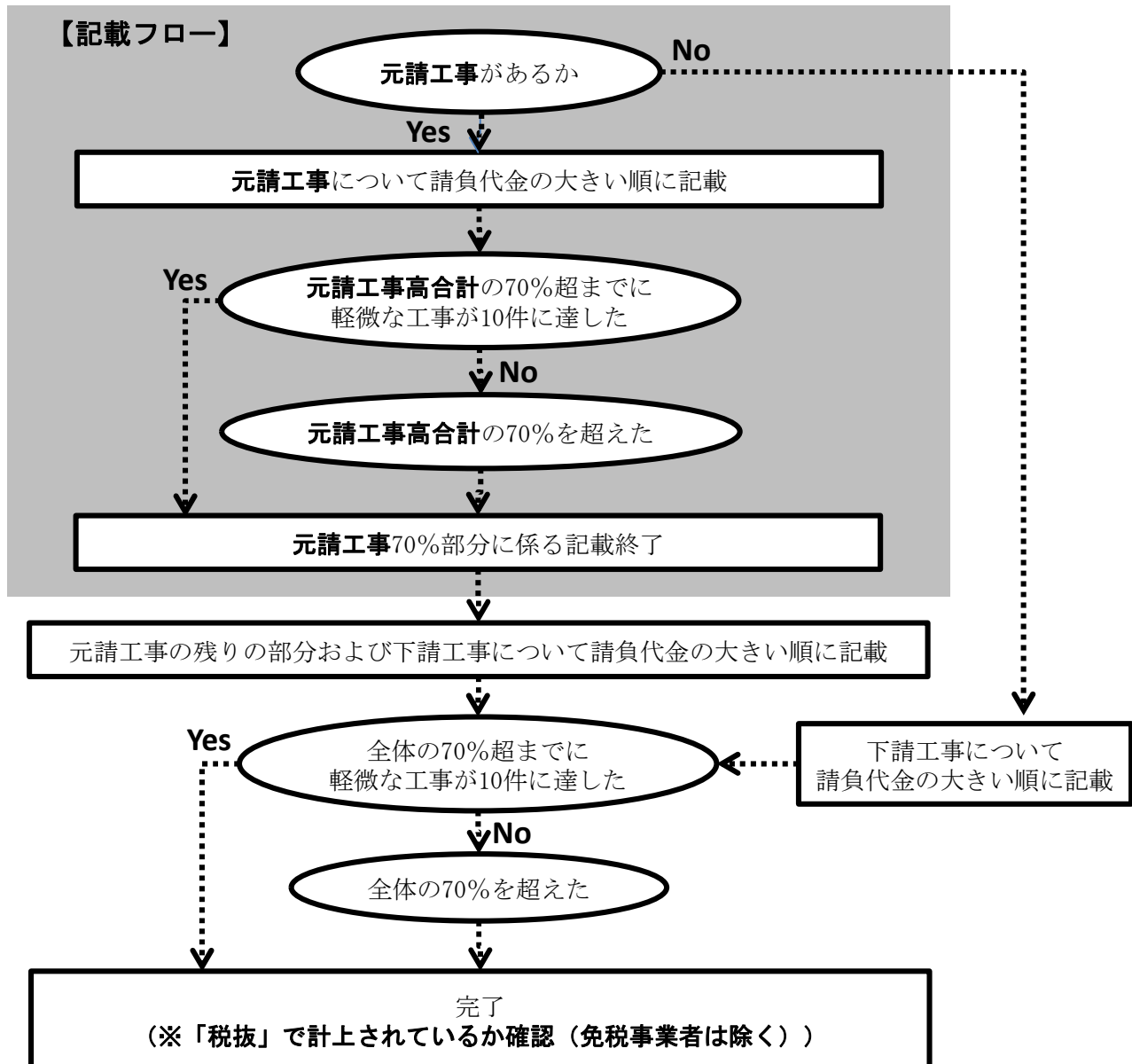
事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

## 記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。  
この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

## 経営事項審査申請予定者の工事経歴書（様式第2号）の記載方法について

- ①まず、元請工事の完成工事高について、元請工事の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事の完成工事について、全体の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。  
ただし、①・②のそれぞれにおいて、1,000億円または軽微な工事(500万円未満)の10件を超える部分については記載不要。
- ③すべて税抜で計上されているか確認(ただし、免税事業者を除く)



※上記いずれの段階においても、1,000億円を超えた時点で記載終了

※主な未成工事のうち、技術者の専任が必要な工事等がある場合は続けて記載

### 【許可申請書、決算変更届作成時の解体工事の分類について】

経営事項審査申請予定者は、平成28年5月31日以前に請け負ったものも含め、「とび・土工」「解体」それぞれの分類に応じて作成して構わない。なおその際、解体工事の実績の記載について、解体工事業の許可がない場合は、解体工事業についての様式第2号「工事経歴書」の作成は不要。様式第3号「直前3年…施工金額」においては、「その他の建設工事の施工金額」に計上すること。





### 指導監督的実務経験証明書

下記の者は、 工事に、下記のとおり指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地  
 商号または名称  
 証明者代表者  
 （電話番号）  
 被証明者との関係

記

技術者の氏名 使用者の商号 又は名称	生年月日	使用された 期間		年 月から 年 月まで
発注者名	請負代金の額 千円	職名	実務経験の内容	実務経験年数
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
	千円			年 月から 年 月まで
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計 満 年 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。





資格区分及びコード番号 (確認書類)		建設業の種類																															
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
建設業法 『技術検定』	合格証明書	一級電気工事施工管理技士							◎																								
		一級電気工事施工管理技士補						☆																									
		二級電気工事施工管理技士						○																									
		二級電気工事施工管理技士補																															
		一級管工事施工管理技士							◎																								
		一級管工事施工管理技士補							☆																								
		二級管工事施工管理技士							○																								
		二級管工事施工管理技士																															
		一級電気通信工事施工管理技士																															
		一級電気通信工事施工管理技士補																															
		二級電気通信工事施工管理技士																															
		二級電気通信工事施工管理技士補																															
		一級造園施工管理技士																															
		一級造園施工管理技士補																															
二級造園施工管理技士																																	
二級造園施工管理技士補																																	
建築士法 『建築士試験』	免許証	一級建築士					◎◎																										
		二級建築士					○																										
		木造建築士					○																										
		(部門)・『選択科目』																															
		建設・総合技術監理(建設)																															
		建設『鋼構造及びコンクリート』・総合技術監理 (建設『鋼構造及びコンクリート』)																															
		農業『農業農村土木』・総合技術監理 (農業『農業農村土木』)																															
		電気電子・総合技術監理(電気電子)																															
		機械・総合技術監理(機械)																															
		機械『熱・動力エネルギー機器』又は『流体機器』・総合技術監理 (機械『熱・動力エネルギー機器』又は『流体機器』)																															
		上下水道・総合技術監理(上下水道)																															
		上下水道『上下水道及び工業用水道』・総合技術監理(上下水道 『上下水道及び工業用水道』)																															
		上下水道・総合技術監理(上下水道)																															
		上下水道『上下水道及び工業用水道』・総合技術監理(上下水道 『上下水道及び工業用水道』)																															

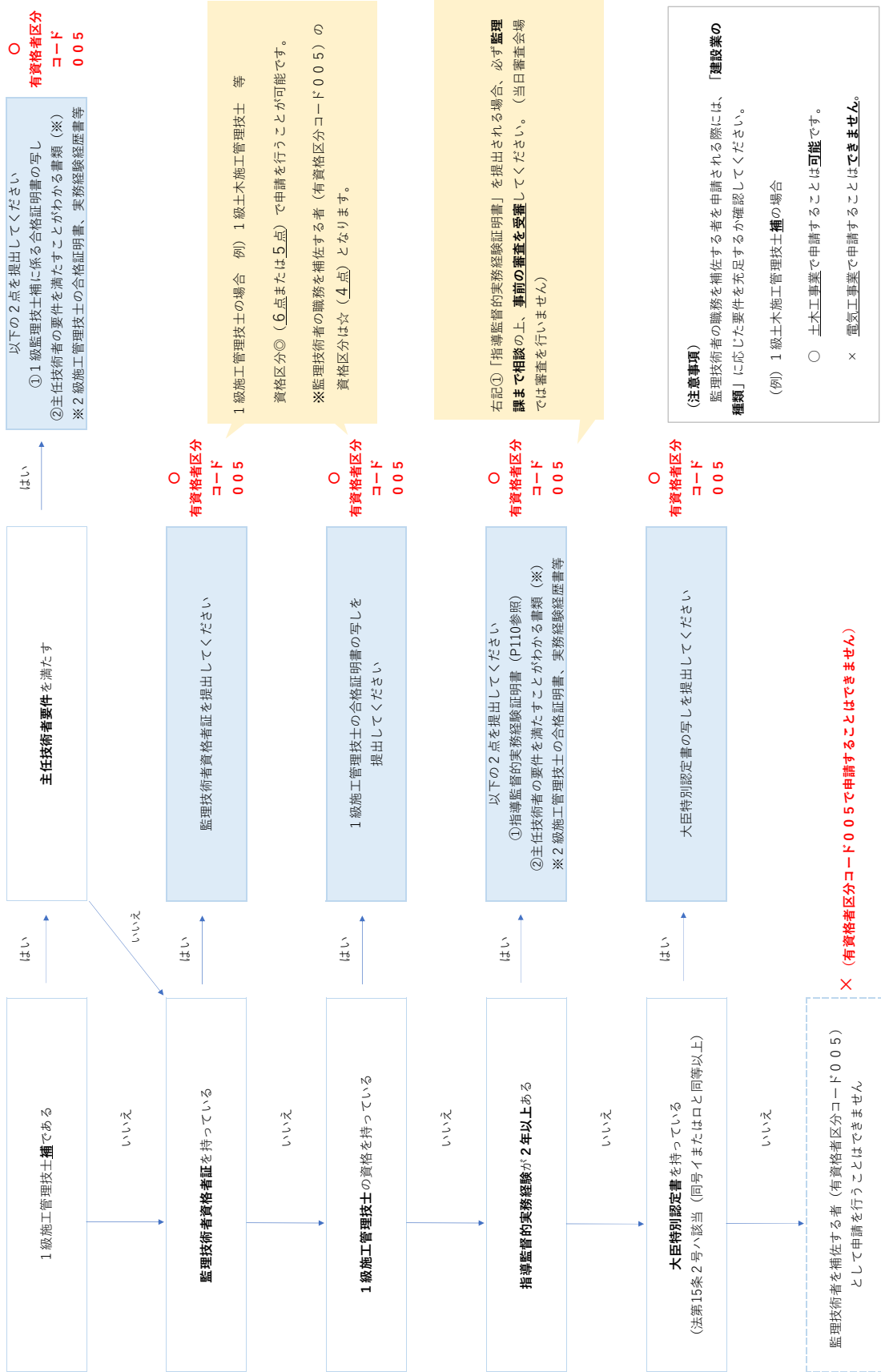






【参考】 監理技術者の職務を補佐する者（令28条該当（有資格区分コード005））について

申請を行うとする建設業の種類（申請業種）について







母なる湖・琵琶湖。  
—あずかっているのは、滋賀県です。